

# 参画と協働の まちづくり ガイドライン

市民と行政が一緒になって  
よりよい西脇市をつくるための基本方策

VOL.1

みんな  
で  
取  
り  
組  
む

みんな  
が  
知  
っ  
て  
い  
る

みんな  
を  
活  
か  
し  
あ  
う

みんな  
が  
か  
か  
わ  
る

みんな  
で  
助  
け  
あ  
う

平成17年3月  
西脇市

## はじめに

成熟社会を迎え、人々の価値観やライフスタイルは、物の豊かさから心の豊かさなど生活の質を重視する方向へ、また、画一性や効率性を優先する方向から、地域の多様性や個性を優先する方向へと変化しています。

このような時代の潮流の中で、西脇市は、この21世紀に一層の飛躍と発展を遂げていくためには、市民の持つエネルギーと英知を結集し、市民と行政が一体となってまちづくりを進めることが重要であることから、市制50周年を迎えた平成14年度を、「参画と協働のまちづくり」元年と位置付け、取組を深めています。

特に、市民との協働による「まちづくりぼかぼかフォーラム」の開催を契機に、市内各地区の資源や特性を活かした「地区別まちづくり計画」の策定、グループや団体への「活動支援」、リーダーづくりを目指す「まちづくり仕掛け人育成講座」など、市民主体のまちづくり事業を積極的に進めてまいりました。

また、35名の市民による参画と協働のまちづくりガイドライン策定市民会議と職員23名による庁内委員会を設置し、まちづくりを進めるに当たっての意識改革と参加の促進、情報の共有化、市民活動の支援、市政への参画・協働、体制づくりなど、2年間にわたり精力的に検討、協議を重ね、このほど、西脇市のまちづくりを進めていく上での指針となる「参画と協働のまちづくりガイドライン」を策定いたしました。

今後、参画と協働のまちづくりを更に推進していくに当たり、このほど策定した「参画と協働のまちづくりガイドライン」を活かしながら、市民による市民のためのまちづくりを基本として、個性豊かな「ふれあいと安心の人間都市・西脇」「住んで良かったといえる西脇」の実現に向け、主人公である市民の皆様と一緒にあって、邁進してまいる所存でありますので、市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、このガイドラインの策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました市民会議の皆様をはじめ、御協力をいただきました関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成17年3月

西脇市長 内橋直昭

# 目 次

参画と協働のまちづくり宣言	1
---------------	---

## 第1章 参画と協働のまちづくりガイドラインの策定にあたって

1  なぜ、「参画と協働のまちづくりガイドライン」を策定するのか	2
2  参画と協働のまちづくりとは	3
3  参画と協働のまちづくりを進めるために	9
4  誰が、どのように「参画と協働のまちづくり」を進めるのか	10
5  ガイドラインは市民と行政の共有の指針	11
6  市民会議や庁内委員会などの意見を集約	11

## 第2章 参画と協働のまちづくりを進めるための基本的な方向

1  意識改革と参加の促進	13
2  情報の共有化	13
3  市民活動の支援	13
4  市政への市民参画・協働	14
5  まちづくりへの体制づくり	15

## 第3章 市民会議の主要プロジェクト

プロジェクト 「まちづくりネットワークの形成による参画と協働の推進」	16
プロジェクト 「活動拠点づくり」	17
プロジェクト 「新しい情報通信機能の導入の検討」	18
主要プロジェクトの連携による新たな公共サービスモデルの創造	19

## 第4章 参画と協働のまちづくりを進めるための具体的な取り組み

参画と協働のまちづくりを進めるための具体的な取り組み体系	21
意識改革と参加の促進	22
1  市民のまちづくりへの意識を高めていきます	22
2  市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します	26
3  市民相互の交流・連携を促進します	31
4  幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます	32

情報の共有化	33
1 市民活動に関する様々な情報の収集・提供を進めます	33
2 情報の公開・提供を積極的に推進します	37
市民活動の支援	39
1 市民活動に必要な場所、設備、人材の確保を支援します	39
2 市民活動に必要な資金などの確保を支援します	42
3 市民活動への相談や支援を進めます	44
市政への市民参画・協働	46
1 施策の計画・実施・評価・見直しの各段階における市民参画を推進します	46
2 市民と行政の協働による市政運営を推進します	50
まちづくりへの体制づくり	52
1 市民活動に関する相談や支援を行う組織を充実します	52
2 まちづくりに対応できる職員を養成します	53
3 参画・協働によるまちづくりを推進するための制度づくり	54

## 参考資料

用語集	55
参画と協働のまちづくりガイドライン策定市民会議委員名簿	60
参画と協働のまちづくり市内委員会委員名簿	61
参画と協働のまちづくりガイドライン策定市民会議・市内委員会経過概要	62
参画と協働のまちづくりガイドライン策定市民会議開催要綱	63
参画と協働のまちづくり市内委員会設置規程	64

## 参画と協働のまちづくり宣言

今から約 3,400 年前、私たちの祖先はこの地に郷土を開きました。

そして、長い長い人間の営みという歴史を大切に守り、育てながら、昭和 27 年 4 月 1 日、西脇市が誕生しました。

以来、先人たちは、この地を心豊かな魅力あふれる地にするために様々な努力をしてきました。

そして、20 世紀の終わりになって、成長から成熟へと社会が変化する中、私たちは新しい時代の風を予感しました。

そして今、新たな未来に向けて、舵を切る時がやってきたと感じます。

人と人が支え合い、心が通いあう、ふれあいと確かな安心感の中で、ゆとりや豊かさを感じながら暮らすことができる「ふれあいと安心の人間都市 西脇」を実現するために、今、どうすればいいか。

市民一人ひとりが今、何ができるかを考え、豊かな知識と経験を生かし、住んでよかったと胸を張って言えるまちにしていくためには、どうすればよいかを考える時ではないでしょうか。

そして、言うまでもなく舵を取るのは私たち市民なのです。

私たちに必要なことは、この地に暮らす者として、自分たちの住んでいる地域のことを自分たちのこととして考え、互いに知恵を出し合って、よりよいまちにするために力を合わせていくことです。

そして、行政は、市民一人ひとりが輝き、まちづくりへ取り組む思いが叶えられるよう、より一層の支援を行うとともに、それぞれが役割を分担し、お互いにパートナーとしての責務を果たす必要があります。

今、西脇市で、まちづくりの風はどのように吹いているのでしょうか。

新しい時代に向けた市制 50 周年のテーマは「<sup>つな</sup>こころを絆ぐ」です。

緑豊かなまち、そして、伝統、文化、産業、教育、コミュニティなど、先人の築いた歴史を生かしながら、みんなで心をつなぎ、手をつなぎ、人情や心の温かさが感じられ、活発で躍動感のあるぽかぽかとしたまちづくりの風が吹くよう、ここに「参画と協働のまちづくり宣言」をします。

平成 15 年 3 月 16 日

西脇がちょっと変わります  
まちづくりぽかぽかフォーラム参加者一同

上記の宣言は、市政 50 周年の締めくくりとして開催された「“西脇がちょっと変わります”まちづくりぽかぽかフォーラム<sup>1</sup>」で採択されたものです。今、これから、まちづくりを進めていく上での柱となるものです。宣言に記された思いを実践すれば、すばらしい<sup>ま</sup>ち<sup>ち</sup>西脇市になると確信しています。

<sup>1</sup> フォーラム： 公開の広場。公開の討論会。座談会。パソコン通信ネットワークなどで、情報交換の場所。会議室。

# 第1章 参画と協働のまちづくりガイドラインの策定にあたって

## 1 なぜ、「参画と協働のまちづくりガイドライン」を策定するのか

本格的な成熟社会を迎え、人々の価値観やライフスタイルは、ものの豊かさから心の豊かさなど生活の質の充実を重視する方向へ、また、画一性や効率性を優先する方向から地域の多様性や個性を優先する方向へと変化しています。

こうした中であって、市民が責任を自覚し、役割を分担してまちづくりに自発的に参加しようとする動きが高まっています。

一方、わが国は、総人口が2006年をピークに減少へと転じることが予測されており、少子・高齢化の一層の進展が見込まれています。こうしたすう勢が、社会保障システムや地域経済等に大きな影響を及ぼすものと考えられ、これまでに経験のない社会構造の転換期に直面しようとしています。

このような社会経済の大きな変化に応じながら、国や地方を通じた厳しい財政事情のもとで、市民に最も身近な基礎自治体はその自主性・自立性を向上させ、多様化する市民ニーズ<sup>2</sup>に対応した持続可能な行財政システムを構築することが、早急に取り組むべき重要課題となっています。

この政策課題に応え、成熟社会の市民ニーズに的確に対応し、市民満足度の高い市政を実現させるには、市民が、自分たちのまちのあるべき姿を、自分たちの考えで選択し、さらに市民主導でまちづくり活動に取り組むための仕組みが必要となります。

現実に、これまで市が主導的に実施してきたまちづくりの様々な活動に加えて、地域社会の課題を解決するために、ボランティア<sup>3</sup>団体、NPO<sup>4</sup>（民間非営利組織）などの市民活動も活発化してきています。こうしたことから、従来の行政主導のまちづくりの枠組みを超えて、市民が自発的に行政に参画し、市民としての役割を担いながら行政との協働によるまちづくりを推進できる体制が強く求められます。

こうした認識に基づき、西脇市では、平成11年度からスタートした第3次総合計画において、「市民との協働によるまちづくり」を主要施策とするとともに、市政50周年の平成14年度を「参画と協働のまちづくり元年」と位置づけました。

そして、「市民による市民のためのまちづくり」を基本に、主人公である市民のみなさんと一緒になって、地域の課題を掘り起こし、ともに担っていくための仕組みづくりを進めるとともに、その解決に向けて実践し、共生の時代にふさわしい、個性豊かな、市民主体のまちづくりを進める「参画と協働のまちづくり」を市政推進の理念とし、取り組んでいくこととしています。

このガイドラインは、この理念に基づくまちづくりを進める上で基本となる考え方や取り組み方策などを分かりやすく示すことによって、「ふれあいと安心の人間都市」西脇の実現を図るものです。

<sup>1</sup> ライフスタイル：生活様式。特に、趣味・交際など含めたその人の個性を表すような生き方。

<sup>2</sup> ニーズ：必要、要求、需要

<sup>3</sup> ボランティア：社会を良くしていくため、自分の技能と時間を自主的に無報酬で提供する人。

<sup>4</sup> NPO（特定非営利活動法人）：特定非営利活動促進法により法人格を付与された団体。17の活動分野において、ボランティア活動をはじめとする営利を目的としない社会貢献活動を行う団体。

<sup>5</sup> 協働：市民と行政が対等の立場で責任を共有しながら、目的の達成のために力を合わせる事。

## 2 参画と協働のまちづくりとは

### (1) 「参画と協働」の意味

「参画」とは...計画(の立案)に加わること。「協働」とは...力を合わせて働くこと。「参画と協働」とは...市民(住民、企業、各種団体、行政などの社会を構成する多様な主体)と行政が一緒になって、自分たちのまちを住み良く、暮らしやすくするため、知恵や力を出しあい、みんなのことはみんな決めて、みんなのまちづくりに取り組んでいくことです。

「住んで良かった」「住み続けたい」といえる西脇市にするにはどうしたらよいかを市民と行政が一緒になって考えていくことは非常に大切なことです。

平成5年の市民アンケートでは、「ボランティア活動に参加する」51.1%、「参加しない」9.4%で、2人に1人がボランティア活動に参加すると答えられており、15年度に実施した西脇地区と比延地区の地区まちづくり計画でのアンケートでも、まちづくりへの参加意向では、「ぜひ参加したい」「機会があれば参加したい」を合わせると、約60%の人が参加したいと答えています。

「ボランティア活動に参加する」を「まちづくり活動に参加する」と置き換えれば、一人ひとりの力は小さくなくとも、数多くの市民の力が「みんなのまちづくり」に結集されれば、すばらしいまちが出来るのではないのでしょうか。

これが、「参画と協働のまちづくり」です。

### (2) 「市民」とは、「行政」とは

「市民と行政が一体となって...」とか、「市民と行政の役割...」といった表現を使いますが、では、「市民」とは、「行政」とは何を指すのかを次のように定義します。

「市民」とは、個人や団体、NPO、企業など、また、場合によっては、国・県の機関や公社・公団を含む、まちづくりを担う可能性をもつ全ての主体のことです。

本ガイドラインでは「住民、企業、各種団体、行政などの社会を構成する多様な主体」と表現し、この多様な主体を「市民」としています。

「行政」(「市」、「自治体」と同義)とは、市民を構成員として、市民の信託に基づいて自治権を行使する団体のことです。地方自治法では、「団体自治」といいます。

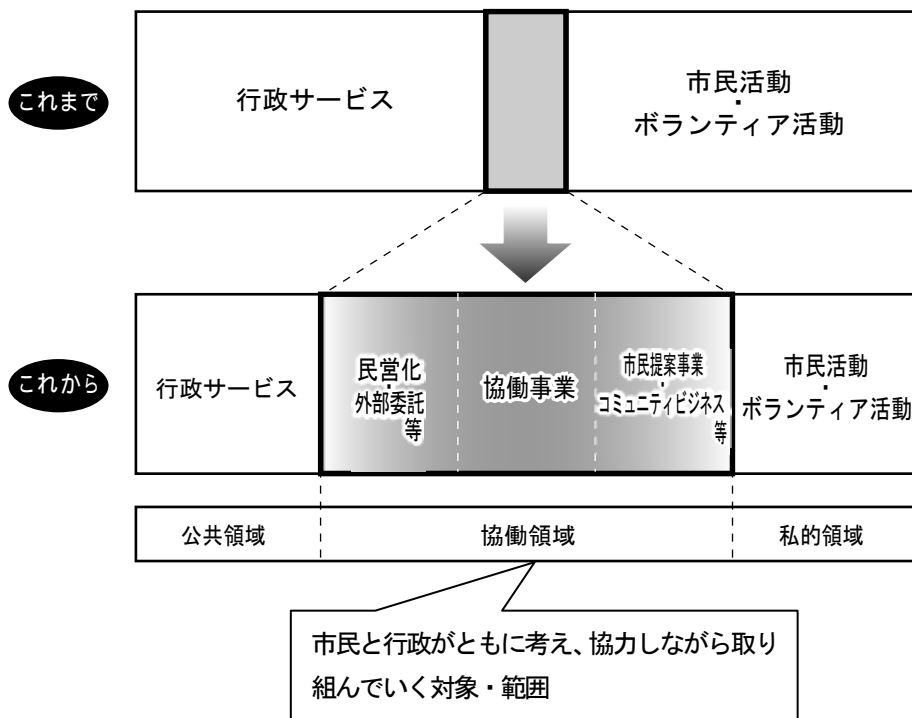
そして、より豊かな地域社会を築くため、市民が自発的、積極的に自分ひとりのことではなく、広く公共の役割を果たそうとする活動を「市民活動」といいます。

本ガイドラインでは、「市民」とは自分たちが責任を持って、自分たちのまちをつくっていくという自覚を持った、広く公共性の形成に自律的・自発的に参加する人々という意味を込めて用いています。

### (3) 「参画と協働のまちづくり」の取り組みの目標

西脇市では、行政サービスの提供にあたっては、行政が主導的な役割を担ってきましたが、これまでも市民のニーズを把握しながら、市民とともに考え、協力しながらまちづくりに取り組んできました。

これから私たちが進めようとしている取り組みは、その「市民と行政が、ともに考え、協力しながら取り組んでいく」対象・範囲を、できるかぎり広げていくことを達成すべき目標としています。





1969年にアメリカの社会学者・シェリー・アーンステインが「市民参加のはしご」を提唱し、市民が自治権を持つまでには8つの段階があるとしています。市民参加のレベルを測るものさしとして、とてもユニークな基準が提示されています。

シェリー・アーンステインが示す「市民の力が生かされる市民参加」といったより高いレベルでの市民参加の実現に向けて、個々のまちづくり活動が実施されるよう、市民も行政も、対等な立場で参画と協働を展開していく必要があると考えます。

8段階		市民自治・権力(citizen control・シティコントロール) 住民自らがコントロールする住民主体の自治
7段階	市民の力が生かされる市民参加	権限委任・委譲(delegate power・デレガトパワー) 権限委任など住民主導で進んでいく
6段階		パートナーシップ <sup>6</sup> (partnership・パートナーシップ) パートナーシップ(協働) 市民と行政の役割が対等である
5段階		懐柔・宥和策(形式的な参加機会)(placation・プレケーション) 市民参加で意見を聞くが、どうするか判断はまだ権力者が保留
4段階	形式的、名目的な市民参加	表面的意見聴取・協議(consultation・コンサルテーション) 意見は聞き、アンケートなどもするが、どのように反映したかは知らされない
3段階		お知らせ(information・インフォメーション) こうしますから参加してくださいのお知らせ、一方通行の伝達
2段階	市民参加とはいわない	不満回避(therapy・セラピー) 住民の意見を聞くが、そういうものの、こうではないですかというなだめ
1段階		世論操作(manipulation・マニピュレーション) 委員会などで意見を聞くが、実際はこちらの方向で了解を得る操作・操り

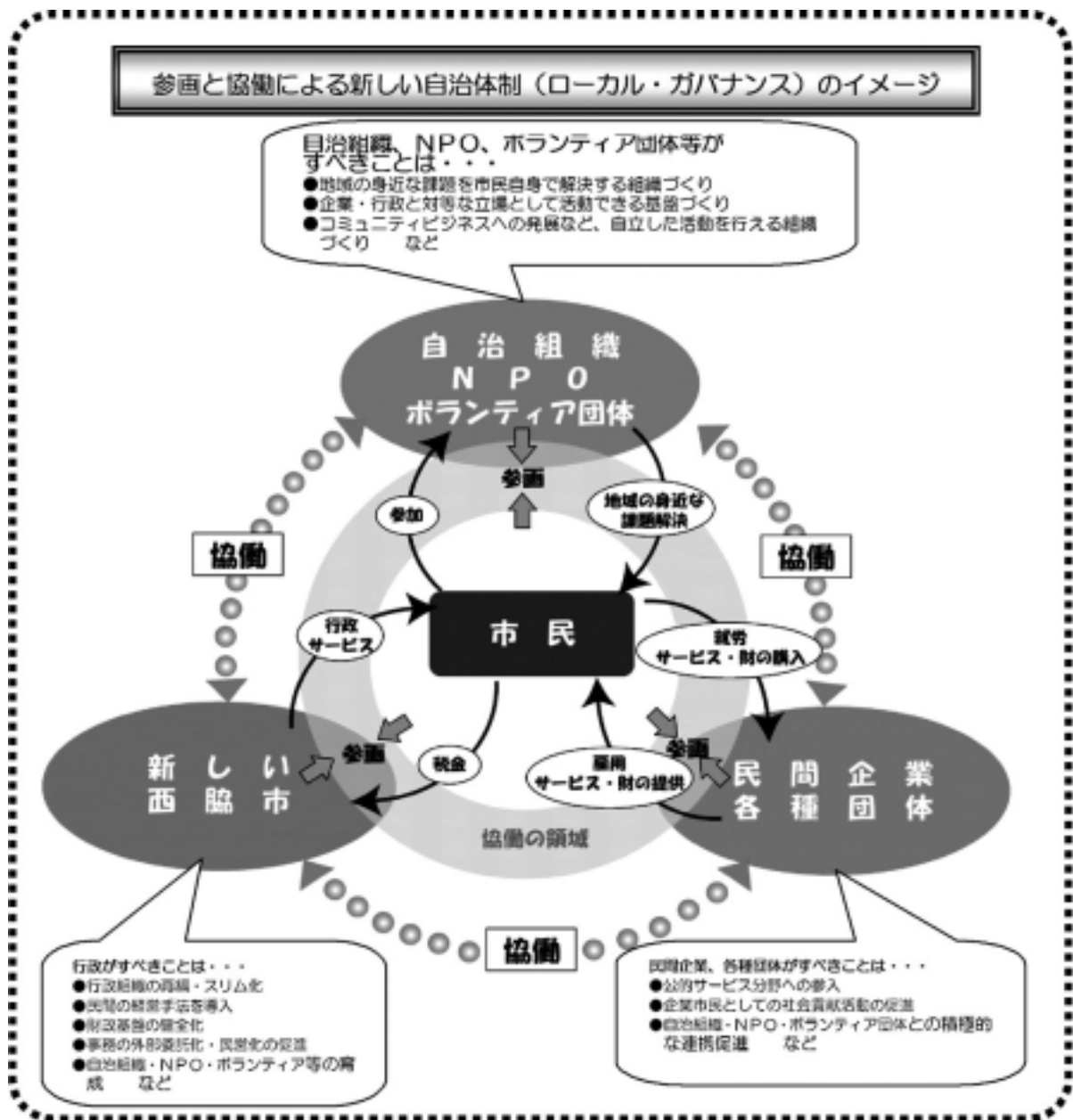
<sup>6</sup> パートナーシップ：提携、協力関係、共同経営。

西脇市では、下表のように、コミュニティ<sup>7</sup>活動の推進や各地区まちづくり委員会の設置など、周辺の市町と比べれば、市民参加の推進に積極的に取り組んできました。しかしながら、シェリー・アーンステインが提唱した「市民参加のはしご」に照らし合わせれば、西脇市のこれまでの取り組みは、どの段階にあると言えるでしょうか。これは、市民一人ひとりが自らの考えで判断していただきたいと思います。

年	内 容
昭和43年	旧庁舎跡に「市民センター」設置
50	市民の手による「織物まつり」開催 「まちづくり委員会」設置し市民の意見集約
51	「市民日曜朝市」開催
53	第1次総合計画策定「緑と清流の文化・工芸都市をめざして」 (住民参加とコミュニティ) 「西脇地区コミュニティ活動推進協議会」発足 西脇市コミュニティセンター「西脇区会館」竣工
57	「地域対策委員会」設置
63	第2次総合計画策定「新しい豊かさの創造」 (市民主体の都市づくり・適切な役割分担)
平成3年	「生涯学習にしわきの推進計画」策定
5	「日野地区コミュニティ活動推進協議会」発足 西脇市コミュニティセンター「日野地区会館」竣工
7	「生涯学習まちづくりセンター」竣工
8	「生涯学習まちづくりの基本方針及び方策について」策定
9	「比也野里まちづくり委員会」発足 センティア西脇内に西脇市コミュニティセンター「西脇区会館」竣工
10	「芳田地区まちづくり委員会」発足 「重春地区まちづくり委員会」発足
11	「津万地区まちづくり委員会」発足 「生涯学習推進計画」策定
12	第3次総合計画策定「ふれあいと安心の人間都市」 (市民との協働によるまちづくり) 「野村地区まちづくり推進協議会」発足
14	「参画と協働のまちづくり元年」と位置づけ 地区別まちづくり計画の策定、まちづくり活動支援事業、まちづくりフォーラムの開催、まちづくりガイドラインの策定に取り組む
15	まちづくりのリーダーを養成する「まちづくり仕掛人養成講座」開講

<sup>7</sup>コミュニティ：地域の様々な課題に対して共通の認識を持って、助け合いながらよりよい生活環境を目指して活動する、地域に生活する人々の集まり。

そして、住民、企業、各種団体、行政などの社会を構成する多様な主体が、それぞれの役割分担を果たしながら、参画と協働による新しいまちづくりを目指します。



#### (4) 「参画と協働のまちづくり」の取り組みがもたらすもの

##### ○ 市民にとって

市民にとっては、より自分たちの意向に沿ったまちづくりが可能になるとともに、まちづくりへの参加の機会が増えることは、互いに認め合う対等な関係をつくることにつながります。

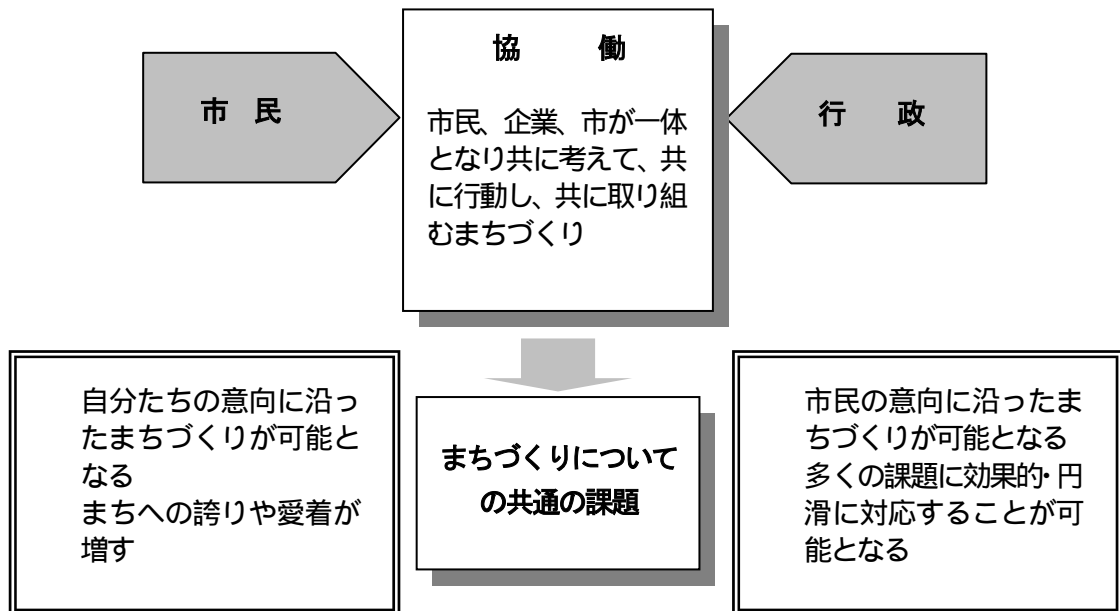
また、市民がまちづくりへの参加によって「自分たちのまちを、自分たちでつくっていく」という喜びや達成感を実感することができれば、そこから市民のまちへの誇りと愛着が増していくものと考えられます。

##### ○ 行政にとって

行政にとっては、市民とともに考える機会が増えることによって、より市民の意向に沿ったまちづくりを進めていくことが可能となります。

また、行財政改革が求められる一方、高齢者介護など新たな課題が増えていく中で、市民と協力しながら取り組む対象・範囲が広がることによって、より多くの課題に効果的・円滑に対応することが可能となります。

そして、市民と行政が、より多くの場面で協力しながらまちづくりに取り組んでいくことができれば、西脇市をより魅力と活力のあるまちとしていくことが可能になると考えられます。



### 3 参画と協働のまちづくりを進めるために

西脇市におけるまちづくりの様々な課題を踏まえ、市政運営のパートナー<sup>8</sup>として市民と行政が手を携えて参画と協働のまちづくりを推進していくために、それぞれの役割を明確にする必要があります。

#### (1) 参画と協働のまちづくりの基本原則

参画と協働のまちづくりを実りあるものとするためには、市民と行政の対等な関係（パートナーシップ）を構築する必要があります。

そこで、市民と行政のよりよいパートナーシップを実現するためには、次の4つのルール（基本原則）を設けます。

##### ① 透明性・公開性の確保

参画や協働のまちづくりを推進するにあたっては、まちづくりに関する様々な情報の公開を基本とします。また、参画・協働の過程や成果を公表し、透明性・公開性を確保します。

##### ② 目的・目標の共有

市民と行政がパートナーとしての関係を形成するためには、何のために参画と協働のまちづくりに取り組むのかという「目的」と、どのようなまちづくりを達成する「目標」を共有します。

##### ③ 相互自立と相互理解

「行政まかせ」や「市民へのおしつけ」に陥らないよう、「市民が役割を担うべきこと」、「行政が役割を担うべきこと」の責任を自覚し、互いの自立性を確保するとともに、互いの特性や違いを理解し合います。

##### ④ 自主性・自発性・自律性の尊重

相互の『自主性』、『自発性』、『自律性』を尊重するとともに、市民、行政はともに活動にあたっての経営能力の向上に努めます。

#### (2) まちづくりを進めるための市民と行政の役割

まちづくりを進めるための市民と行政の役割を次のとおり示します。

##### ① 市民の役割

ア まちづくりへの関心を高め、自ら地域課題の解決に積極的に参画する。

イ 市民がお互いに協力し合って、まちづくりを進める。

ウ 市民の責任と主体性のもとに、行政と協働してまちづくりを進める。

##### ② 行政の役割

ア まちづくりの前提条件となる情報を的確に市民に提供する。

イ 市政における市民参画や市民の主体的な活動への支援の仕組みを整える。

ウ 市民参画の成果を市民と共有し、さらに取り組みを広げる。

エ まちづくりに対応する組織の充実や職員の意識を高める。

<sup>8</sup> パートナー：対等な立場で共同で仕事などをする仲間。

## 4 誰が、どのように「参画と協働のまちづくり」を進めるのか

では、「参画と協働のまちづくり」を誰が、どのように進めていくのでしょうか。

「市民」と「行政」という立場や性質が異なる主体同士の組み合わせを考えれば、「市民と行政によるパートナーシップ」、「市民と市民によるパートナーシップ」、「行政と行政によるパートナーシップ」の組み合わせをあげることができます。

### (1) 市民と市民によるパートナーシップ

市民のみなさんが自分たちでできるものは、市民のみなさんがお互いに力をあわせて住みやすい地域づくりのために取り組んでいただくというものです。

子育てや高齢者の支援、緑化活動や交流行事など、地域づくり活動の展開があげられます。

### (2) 市民と行政によるパートナーシップ

市民と行政によるパートナーシップによるものは、それぞれの役割分担によるまちづくりを進めることはもちろん、市政情報の共有や、政策の計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、見直し(Action)の各段階で、市民の積極的な参画と協働を得ながら、実現する行政の推進があげられます。

また、この「市民と行政の参画・協働」は、次の3つに分けられます。

#### ① 行政が主体で市民の協力や参加を得るもの

行政需要の拡大によって、市民の協力や参加がなければ行政単独ではできなくなった事業で、例えばゴミのリサイクル事業などがあります。市民が資源ゴミを分別し、行政はリサイクルに伴う助成金を支出し、ゴミの減量化、資源化を行うといったものです。

#### ② 市民が主体で行政が協力するもの

市民の自主活動意識の高まりから市民自身が積極的に関わる事業で、例えば清掃活動などで、活動は市民が行い、行政は必要な資材などの貸し出しや助成を行うといったものです。

河川の清掃や道路沿いの花壇づくり、地区敬老会、まちづくり委員会などへの補助などがあげられます。

#### ③ 市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行うもの

と の両方の側面をもつ事業で、例えば、独居老人対策として市民のみなさんは声かけ運動などを行い、行政は給食サービス<sup>10</sup>などを行うといったものです。

また、市民、団体、企業、行政などが一緒になって行う「へその西脇・織物まつり」や、各種グループ、団体、行政の共催による「市文化祭」などもあげられます。

### (3) 行政と行政によるパートナーシップ

「行政と行政による参画・協働」は、行政間での情報交流や連携の強化、職員の技術・知識高揚など、推進体制の整備・促進は当然、行政として取り組まなければならないものといえます。

<sup>9</sup> リサイクル：資源の節約や環境汚染防止などのために不用品、廃棄物を再利用又は再資源化すること。

<sup>10</sup> 給食サービス：在宅のひとり暮らしの人や高齢者に食事の配送を行うサービス。

## 5 ガイドラインは市民と行政の共有の指針

本ガイドラインは、市民のまちづくりや市政への参画システム<sup>11</sup>の構築を目指すもので、総合計画における「市民によるまちづくりの推進」を重点的・実践的に実施するために、市民と行政の双方が共有する指針となるものです。

### ○新規・充実と目標年度

第3章の「参画と協働のまちづくりを進めるための具体的な取り組み」に示すとおり、新たに取り組むものについては「新規」、既に取り組んでいるが、さらに充実するものについては「充実」、充実の中で一部新規項目を含むものについては「充実」「新規」とし、目標年度についても、すぐに着手すべき取り組みと、既の実施しているが充実すべき取り組み、実施時期は概ね4年以上の中長期となる予定ですが、調査等の準備年次が概ね3年以内のものも含めて、全て3年以内の短期に何らかの取り組みの方向を示すこととしています。

なお、新市総合計画との関連や、必要に応じた見直しを行います。

また、内容については、進捗状況などを随時点検し、公表します。

## 6 市民会議や庁内委員会などの意見を集約

ガイドラインの策定にあたっては、市民や市民団体がまちづくり活動に対して抱えている問題や、行政として市民参画を進める上での今後の課題などを把握する必要があることから、各種団体の推薦や一般公募などによる「参画と協働のまちづくりガイドライン策定市民会議」と、市役所職員による「参画と協働のまちづくり庁内委員会」を設置し、検討を行うとともに、高校生との意見交換、ホームページ<sup>12</sup>での公開など、幅広い意見を求めて策定しました。

<sup>11</sup> 参画システム：市民が政策や事業などの計画に加わるための制度や仕組み。

<sup>12</sup> ホームページ：インターネットの情報提供者が、情報の簡単な内容を紹介するために持つページ。文字だけでなく画像や音声も入れられる。

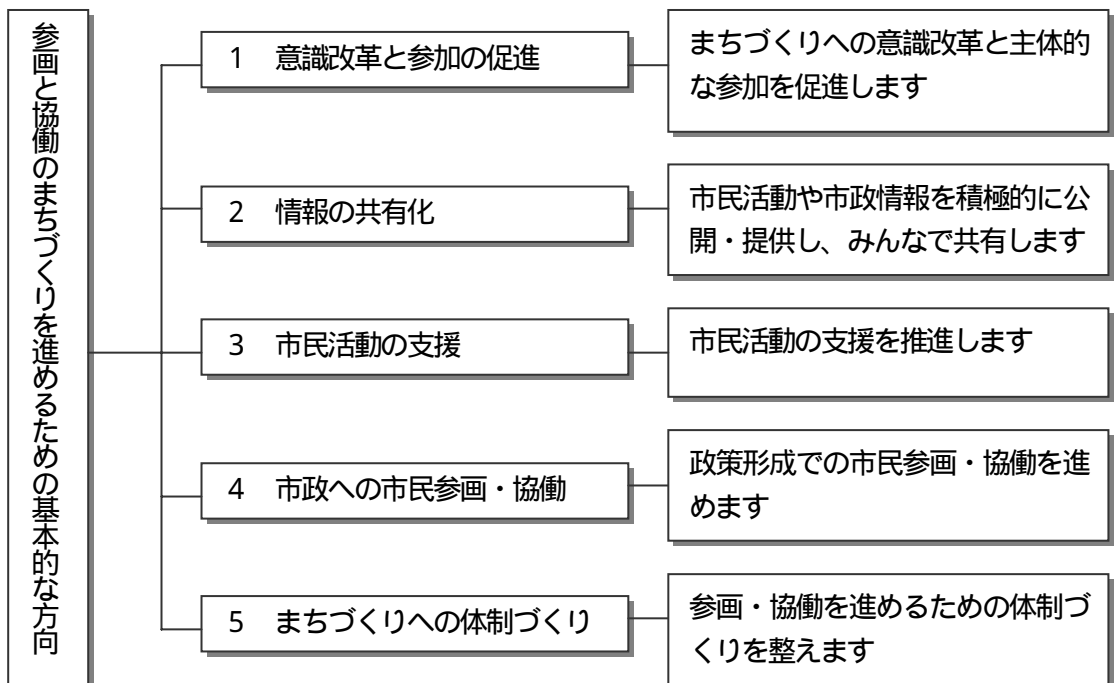
## 第2章 参画と協働のまちづくりを進めるための基本的な方向

参画と協働のまちづくりを推進するためには、具体的に何を実施していくのかを示す必要があります。

そして、参画・協働によるまちづくりを実現するためには、誰もがその仕組みを活用できるものとする必要があります。

そのため、参画と協働のまちづくりガイドラインの基本的な方向を次の5本の柱と定めます。

【5本の柱】





## 1 意識改革と参加の促進

### まちづくりへの意識改革と主体的な参加を促進します

「自分たちのまちを住み良く、暮らしやすくするため、知恵や力を出しあい、みんなのことはみんなで決めて、みんなのまちづくりに取り組んでいく」ために、市民とともに、行政職員も一市民として意識改革に取り組み、自発的なまちづくり活動への参加を促進します。

なお、多様な価値観が認められる成熟した社会にあって、まちづくり活動への参加は強制されるべきことではありませんが、市民や行政職員が「自分たちのまちのこと」を思う気持ちを一層高めていくよう努めます。

例えば、個人の家の前水路は個人で清掃し、個人でできない部分は地域で清掃し、地域でできない部分については行政が清掃するといった、地域課題に対する役割分担について、「知恵や力を出しあい、みんなのことはみんなで決める」こともその一例と言えます。

## 2 情報の共有化

### 市民活動や市政情報を積極的に公開・提供しみんなで共有します

「参画・協働」の取り組みを広げていくためには、まちづくりや個々の課題についての情報を、互いに共有し、対等な立場でまちづくりに取り組んでいけるようにすることが重要です。

行政は市民からの付託を受けてさまざまなサービスを行っており、市民に対する「説明責任（アカウンタビリティ）<sup>1</sup>」を負っています。

また、まちづくりへの市民参加の機会を拡大していったとしても、すべての市民が一つのことに直接参加することは物理的に不可能であり、直接的にはまちづくりに参加しないという市民も多くいると考えられます。

このため、参画や協働に積極的に取り組む市民ばかりでなく、全ての市民に対して、計画策定時の委員会・審議会等の情報や、事業の各段階における情報をわかりやすく、手に入りやすい方法で提供できる環境づくりに取り組みます。

## 3 市民活動の支援

### 市民活動の支援を推進します

市民、企業、各種団体、学校など、多様な主体の連携による参画・協働のまちづくりを進めていくため、活動場所の提供や人材育成、資金の確保等、活動支援の仕組みを整備します。

とりわけ、これからのまちづくりには、コミュニティ活動やボランティア活動などの市民活動が大きな力になるものと期待されており、これら市民活動団体を支援します。

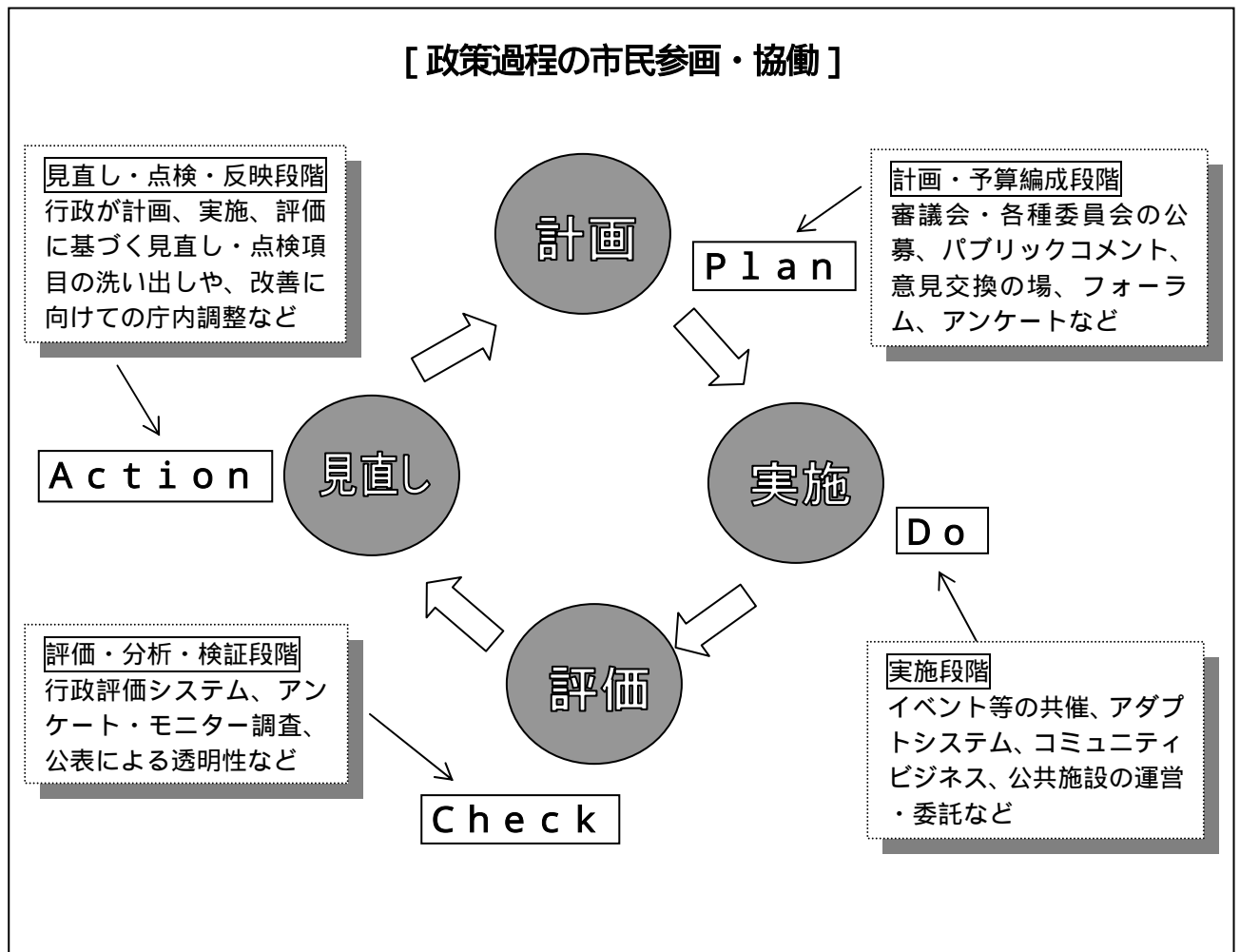
<sup>1</sup> 説明責任（アカウンタビリティ）：行政など、権力を行使する側が、行ったり行おうとしたりしている事柄について一般の市民に情報を開示し、納得できるように十分「説明」する義務があるという考え方。

## 4 市政への市民参画・協働

### 政策形成での市民参画・協働を進めます

政策形成での計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）のそれぞれの過程で、市民と行政が解決方法をともに考え、協力しながら取り組んでいくためのシステムを整備します。

また、市民からのまちづくりの提案、市民と行政との協働事業の実施や、市民活動団体等への事業委託などにより、参画・協働のまちづくりを広めます。



## 5 まちづくりへの体制づくり

### 参画・協働を進めるための体制づくりを整えます

庁内に市民によるまちづくりや市民活動を支援する担当窓口を設置にするとともに、専門的知識を有する市職員の育成を行います。また、市外にある県ボランティアセンターなど、市民活動の中間支援を行っている団体との連携を図り、市民や団体などの活動の相談体制を強化します。

また、「(仮称)まちづくり基本条例」など、参画と協働のまちづくりを本格的に推進するための条例などの制定についても検討を進めます。

## 第3章 市民会議の主要プロジェクト

第4章に掲げる「具体的な取り組み」のうち、市民会議の意見の中から特に必要度が高かった次の3つの事業を、主要プロジェクトとして位置づけ、プロジェクトを実現するために重要な施策・事業を提示しました。

交 流

### プロジェクト

#### 「まちづくりネットワークの形成による参画と協働の推進」

市内には、数多くのボランティアを始め、NPOや各種団体などがあり、それぞれ活発な活動を行っています。しかしながら、どんな団体があって、どんな活動をしているのか、あまり知られてない状況にあります。

自分たちのまちに愛着を持ち、市民意識を高め、市民による活動を一層推進していくために、各種市民団体の情報を収集し、ネットワーク化を図り、参画と協働のまちづくりを推進するための新たな体制を整備します。

##### まちづくり情報の収集

市民団体データベースの作成  
活動場所・設備データベースの作成  
各種情報のデータベース化  
市民との意見交換の場づくり 等

##### まちづくり人材の登録

「まちづくり人材バンク」の整備  
「地域人材リスト」の作成  
「まちづくり講座」の実施  
「市民コーディネーター」の養成 等

##### まちづくり情報の発信

参画と協働のまちづくりパンフレットの作成  
市民活動情報誌の発行  
参画・協働に関する情報コーナーの設置  
HPによる行政情報の的確な提供の推進 等

##### まちづくりネットワークの形成

「(仮称)市民団体連絡協議会」の設立  
市民や団体との連携によるまちづくりイベントなどの開催  
地区間交流の推進  
市民によるまちづくり支援組織の設立 等

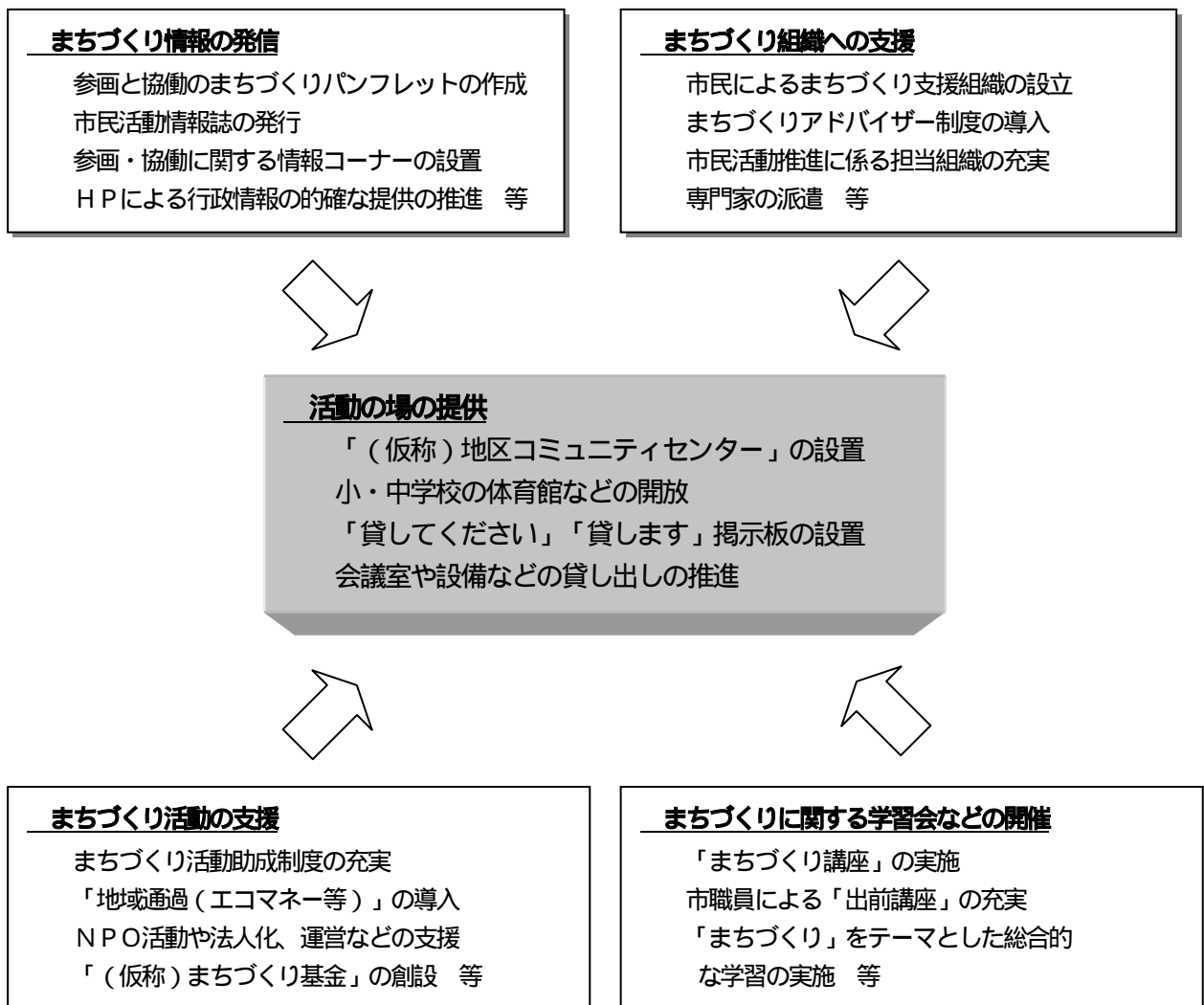


## プロジェクト

### 「活動拠点づくり」

参画と協働のまちづくりを進めていくためには、市民や団体などが集まって、まちづくりについての知識を深め、話し合える場が必要です。

市民と市民、市民と行政のネットワークの拠点となる場、市民活動を支援する拠点となる場、市民と市民、市民と行政が情報を共有できる場として、生涯学習まちづくりセンターの充実も併せて「(仮称)地区コミュニティセンター」を設置し、ソフト施策と関連させながら活動拠点づくりを進めます。



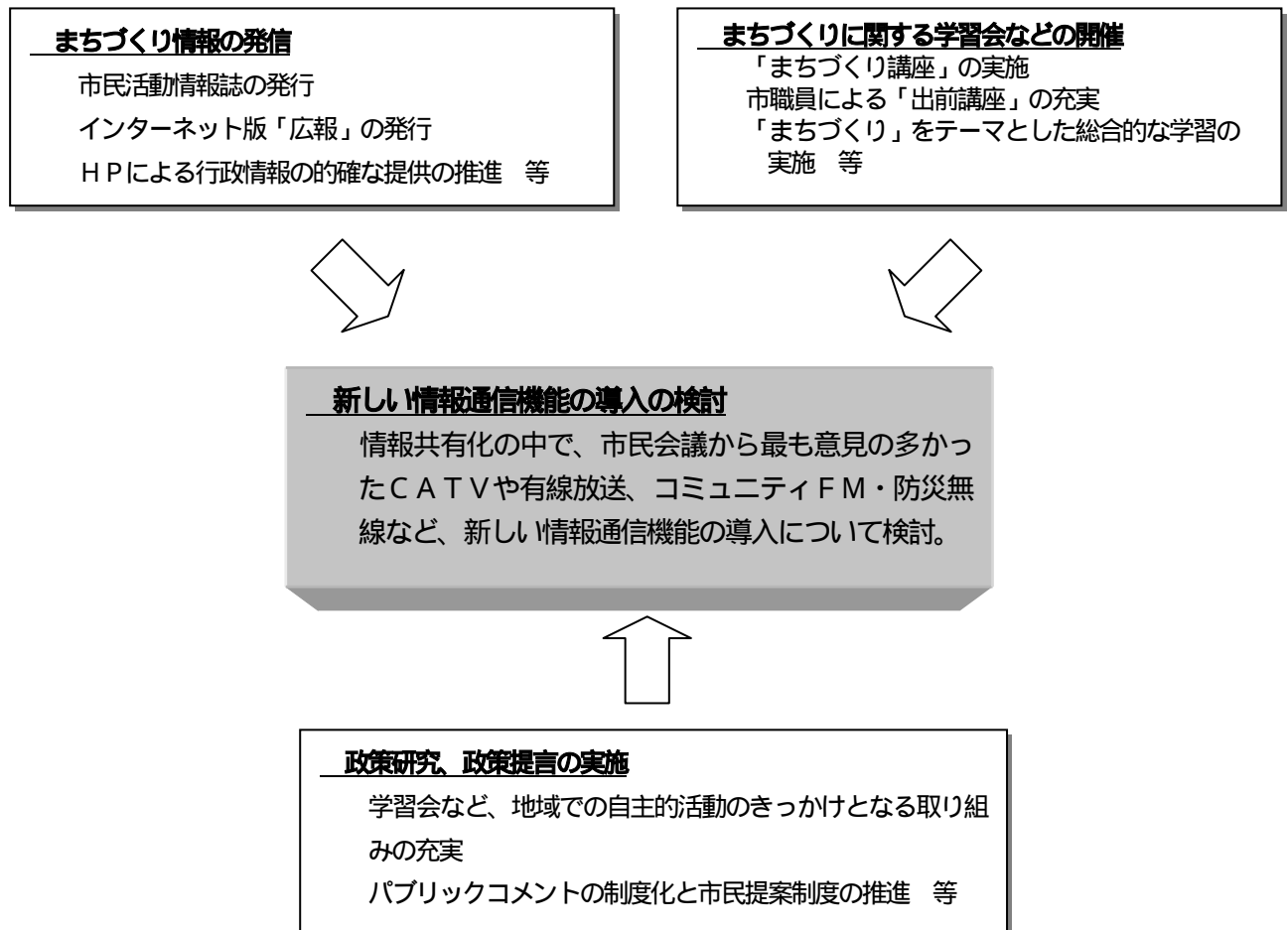
## プロジェクト

## 「新しい情報通信機能の導入の検討」

市民情報や行政情報など、あらゆる情報を共有することは、まちづくりを進めていく上での原則です。

現在、その情報手段として、広報誌やインターネット<sup>1</sup>などがあるものの、リアルタイムな情報提供とはいえない面があります。

そこで、新しい公共サービスモデルの創造に資するよう、市民会議から最も意見の多かったCATV<sup>2</sup>や有線放送<sup>3</sup>、コミュニティFM<sup>4</sup>、防災無線<sup>5</sup>なども含めた、新しい情報通信機能の導入の検討を進めます。



<sup>1</sup> インターネット：世界中の大学、政府組織、企業、個人などのネットワークを相互接続した大規模なネットワーク。一般利用者は専用線や電話回線で接続し、情報の検索や閲覧、電子メールやファイルの送受信、オンラインソフトの入手などができる。

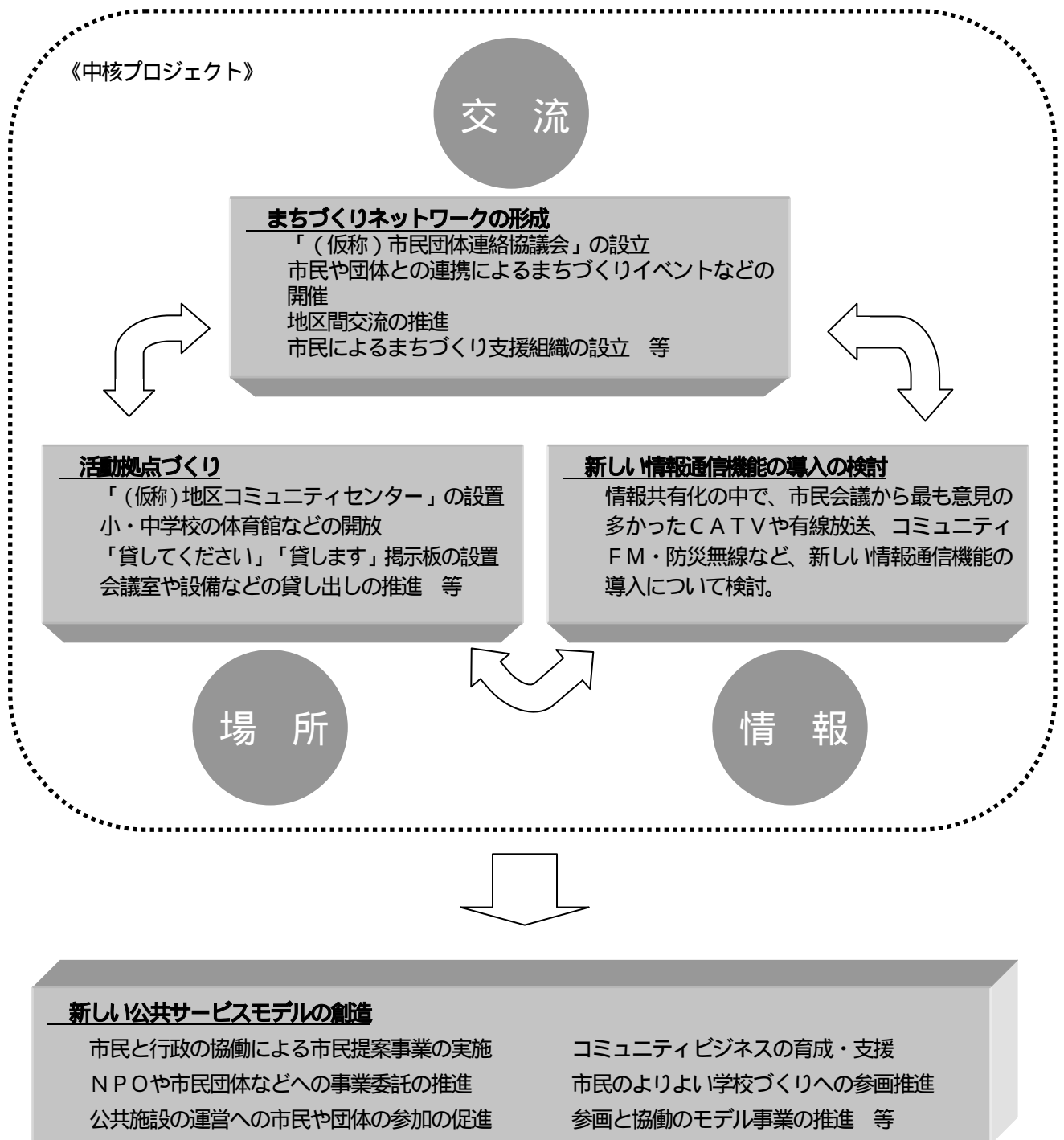
<sup>2</sup> CATV：同軸ケーブルや光ファイバーなどを用いて、テレビ番組などを加入者に配信する方式。ケーブルテレビ、有線テレビともいう。

<sup>3</sup> 有線放送：電線を用いる放送。

<sup>4</sup> コミュニティFM：一部の地域で、地域に密着したきめ細かな情報を提供するラジオ放送。

<sup>5</sup> 防災無線：災害時に無線放送を通じ、避難勧告等の災害情報を提供する。平常時は、町内事業等の情報を提供する放送設備。

## ■主要プロジェクトの連携による新たな公共サービスモデルの創造



## 第4章 参画と協働のまちづくりを進めるための具体的な取り組み

前述の参画と協働のまちづくりを進めるための5本の基本的な方向に沿って、具体的にどのような取り組んでいくかを次のとおり示します。

### ○新規と充実

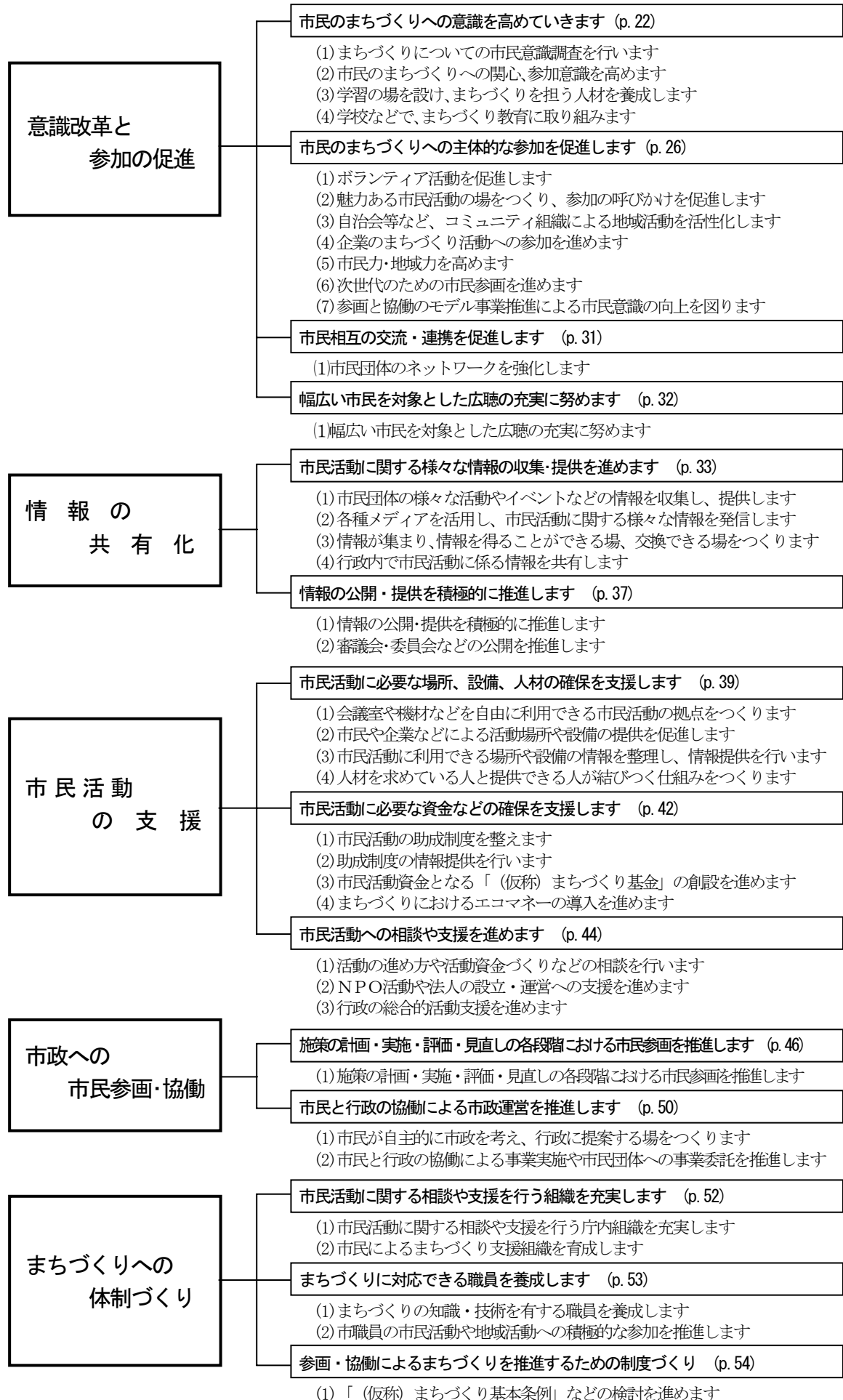
新たに取り組むものについては「新規」、既に取り組んでいるが、さらに充実するものについては「充実」、充実の中で一部新規項目を含むものについては「充実」「新規」としています。

### ○目標年度

目標年度については、すぐに着手すべき取り組みと、既の実施しているが充実すべき取り組み、実施時期は概ね4年以上の中長期となる予定ですが、調査等の準備年次が概ね3年以内のものも含めて、全て3年以内の短期に何らかの取り組みの方向を示すこととしています。



## 参画と協働のまちづくりを進めるための具体的な取り組み体系



## I 意識改革と参加の促進

### まちづくりへの意識改革と主体的な参加を促進します

#### 1 市民のまちづくりへの意識を高めていきます

##### (1) まちづくりについての市民意識調査を行います

若い世代を含めた広く市民を対象に、アンケートやヒアリングなど、まちづくりへの意識や参加したい活動などについての調査を行います。

###### 【主な取り組み】

###### ア 電子会議室の充実 **充実** **新規**

インターネット上でのコミュニティの形成を図るため、新しい参加の仕組みとしてインターネットを活用した電子会議室の推進を図ります。

なお、パソコン利用者へのみの活用や、パソコンを使用できない人への対応などの課題はありますが、意見や提案、論議の場として、さらには、意見や提案を市政の推進に活かすよう、テーマごとの会議室の設置も進めます。

###### 【取り組み目標】

(仮称)「西脇市地域情報化計画」と合わせ、平成17年度から電子会議室の充実について検討を行います。

###### イ 住民投票制度の調査研究 **充実** **新規**

住民投票制度については、民意を反映させる最も直接的な手段ですが、二者択一的選択の適否や、議会との関係において課題がありますが、引き続き、制度の必要性やあり方についての調査研究を行います。

###### 【取り組み目標】

引き続き、制度のあり方について調査研究を行います。

###### ウ パブリックコメント<sup>2</sup>や市民提案制度の推進 **充実** **新規**

これまでも、市民の意見、提案、思いを受け止める制度として、市長への手紙、市民懇談会、アンケート調査、ご意見箱などを実施しています。

今後は、さらに積極的な提案を受け止めるとともに、政策立案におけるパブリックコメントの実施や、政策形成における市民提案制度についても検討を進めます。

###### 【取り組み目標】

従来の制度は引き続き継続するとともに、平成17年度にパブリックコメント制度について検討を進めます

また、市民提案制度についても平成18年度から検討を進めます。

<sup>1</sup> パソコン：パーソナルコンピューター (Personal Computer) の略。

<sup>2</sup> パブリックコメント：行政機関などの意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出されたコメント（意見・情報）を考慮して意思決定を行う制度。

<b>エ アンケート、モニター<sup>3</sup>調査などによる市民ニーズの把握</b> <b>充実</b>
これまでもアンケート調査やモニター制度など、市民ニーズの把握に努めてきましたが、今後も、調査手法の改善や分析方法の研究などを進めながら、よりの確な市民ニーズの把握を行います。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、アンケート・モニター調査など、市民ニーズの把握の充実に取り組みます。

<b>オ 企業や団体を対象にした意見聴取の推進</b> <b>充実</b>
これまでも、総合計画など、多くの施策・事業において、企業や団体から意見聴取を行い、パートナーシップのもとに事業を進めてきました。 今後も、アンケート調査などの実施の際には、必要に応じて企業や団体も対象とするなど、意見聴取の充実を図り、政策への的確な反映を行います。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、意見聴取の充実に取り組みます。

## (2) 市民のまちづくりへの関心、参加意識を高めます

市民のまちづくりへの関心、参加意識を高めるため、市広報誌やホームページなどで、市民活動など様々な情報を発信します。

また、市民、団体、行政が連携して、まちづくりに係るイベント<sup>4</sup>やフォーラム、シンポジウム<sup>5</sup>などを開催します。

### 【主な取り組み】

<b>ア 参画と協働のまちづくりパンフレットの作成</b> <b>新規</b>
市民のまちづくりへの関心や参加意識を高めるため、「参画と協働のまちづくりガイドライン」の啓発パンフレットを作成し、市民に配布します。また、審議会などの公開基準やパブリックコメント実施基準、出前講座運営マニュアル <sup>6</sup> など、参加手法やその実施方法についてまとめた総合的ガイドブックの作成についても検討を進めます。
<b>【取り組み目標】</b> 「参画と協働のまちづくりガイドライン」の啓発パンフレットを作成します。 また、総合的ガイドブックの作成についても検討します。

<b>イ 「広報にしわき」「西脇市のホームページ」に市民活動欄の設置</b> <b>充実</b>
「広報にしわき」「西脇市のホームページ」の市民活動欄を充実します。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、取り組みます。

<sup>3</sup> モニター：自治体などの依頼で、行政や施策を監視、評価すること。またその人。

<sup>4</sup> イベント：催事。行事。

<sup>5</sup> シンポジウム：一つのテーマについて、何人かの講演者が意見を述べ、聴衆の質問に答える形式の討論会。

<sup>6</sup> マニュアル：解説書。手引き。便覧。

ウ 市民や団体との連携によるまちづくりイベントなどの開催 <b>充実</b>
参加意識の高揚を図るために、市民や団体との連携によるまちづくりイベントやフォーラムなどを開催します。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、取り組みます。

エ 自治会・町内会に入会していない世帯への情報発信 <b>充実</b>
広報などによる情報提供については、主に自治会・町内会を通じて発信していますが、自治会・町内会に入会していない世帯への広報等の行政情報については、ホームページや郵送などでの対応を行います。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、取り組みます。

オ 広報誌の充実と制作への参加 <b>充実</b>
情報の媒体として、広報誌の占める役割は大きいものがあります。広報誌の充実と、制作への参加を進めます。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、取り組みます。

### (3) 学習の場を設け、まちづくりを担う人材を養成します

生涯学習の実践の中で、まちづくりについて、市民が学習する機会を充実します。

また、まちづくりや市民活動をサポートする人材の養成を促進します。

#### [主な取り組み]

ア 「まちづくり講座」の実施 <b>充実</b>
まちづくりを進める上で、リーダーの育成が不可欠です。平成16年度から実施している「まちづくり講座」を引き続き行います。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、取り組みます。

イ 市職員による「出前講座」の充実 <b>充実</b>
地域で関心の高い施策・事業などを市民によく知ってもらうために、市民の求めに応じて担当職員が直接地域に出向いて説明する「出前講座」の充実を図ります。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、取り組みます。

#### (4) 学校などで、まちづくり教育に取り組みます

児童、生徒のまちづくり意識を高めるため、小・中・高校の総合的な学習の時間などで、市民の協力を得ながら、まちづくりをテーマにした学習を推進します。

また、授業や放課後において、福祉や自然保護など、実際にボランティア活動を体験できる場づくりや、幼稚園や保育園において、親子でまちづくりを楽しむことのできる場づくりに努めます。

さらに、子ども議会の開催も引き続き行います。

##### 【主な取り組み】

##### ア 「まちづくり」をテーマとした総合的な学習の時間の実施 充実

まちづくりについての意識を子どもの時から高めるため、小・中・高校の総合的な学習の時間などで、市民の協力を得ながら、まちづくりをテーマにした学習を推進します。

##### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

##### イ 高齢者による「ふるさと学習」の実施 充実

高齢者の持つ豊富な知識や技術を教育の場で活用します。

##### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

##### ウ ボランティア活動を体験できる場づくりの推進 充実

福祉や自然保護など、実際にボランティア活動の体験の促進や、幼稚園や保育園においても、親子でまちづくりを楽しむことのできる場づくりに努めます。

##### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

##### エ 「子ども(ちびっこ)議会」の開催 充実

児童・生徒が市政やまちづくりへの関心を高めるため、子ども議会を開催します。

##### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

## 2 市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します

### (1) ボランティア活動を促進します

保健、福祉、環境、美化、観光など様々な分野において、市民のボランティア活動を促進します。

また、ボランティア活動の輪を広げるために、ボランティアの有償化、活動の分だけ福祉サービスなどを受けることができるエコマネー<sup>7</sup>、ボランティアの日、保険制度の導入などを進めます。

#### [主な取り組み]

#### ア エコマネーの導入、ボランティアの日の設定などの推進 **新規**

ボランティアの有償化、活動の分だけ福祉サービスなどを受けることができるエコマネー、ボランティアの日の設定、ボランティア保険制度の導入などを検討します。

#### 【取り組み目標】

平成17年度から導入に向けて検討を進めます。

#### イ 「ボランティア講座」の実施 **充実**

ボランティア活動を進めるため、ボランティアコーディネーター<sup>8</sup>の養成も含めたボランティア講座の充実を図ります。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。



### (2) 魅力ある市民活動の場をつくり、参加の呼びかけを促進します

多くの市民がまちづくり活動に参加したいと思えるような、魅力ある活動テーマの設定や活動内容の工夫を行います。

また、活動にあたっては、市民同士が積極的に、学校や各種サークル等に参加を呼びかけるとともに、若い世代が集まって、楽しんでまちづくりに取り組むことができる場づくりを促進します。

<sup>7</sup> エコマネー（地域通貨の一種）：特定の地域、特定の分野だけで流通する限定通貨。ボランティア活動の対価として商品やサービスの提供が受けられるものなど、様々な形がある。

<sup>8</sup> ボランティアコーディネーター：ボランティア希望者とその場所の設定調整やボランティア活動のための情報提供などの支援を行う専門家。

**[主な取り組み]**

**ア 「(仮称) 地区コミュニティセンター」の設置** 充実 新規

公的施設だけでなく商店街や企業などの協力を得ながら、商店街の空き店舗、企業などの利用可能なスペースを活用し、市民誰もが情報を得たり、意見交換を行ったり、時には、まちづくりの専門家とともに地域課題の発見を行うなど、身近な活動の拠点となる「(仮称)地区コミュニティセンター」の設立を進めます。

また、既存の生涯学習まちづくりセンターやコミュニティセンターの充実、学校施設の地域開放などを進めます。

**【取り組み目標】**

平成17年度から「(仮称)地区コミュニティセンター」の調査や整備、検討を進めます。また、既存施設の充実に向けて検討を進めます。

**イ 学習会など、地域での自主的活動のきっかけとなる取り組みの推進** 充実

地域での自主的な活動を生み出すためには、何より地域の人々が自分たちの住んでいる地域社会をもう一度見直すことが重要です。

地域の伝統産業や文化、地元で活動している人々や団体について知ることは、地域社会はそこに住む人々が育んでいるという意識を高めるのに役立つとともに、地域に対する愛着や誇りを高め、地域における活動を始めるきっかけとなります。

そのため、「地域マップづくり」や、「まち歩き」など、地域住民が参加し、意見交換できる取り組みや、環境、福祉、教育、防災などの問題を地域で学習する機会の充実が必要です。

また、子どもたちの体験や学習できる機会としての「トライやるウィーク」や「トライやる」アクションについては、年間を通して地域と連携した活動としての充実を図ります。

**【取り組み目標】**

引き続き、まちづくり委員会などを通じて、地域に対する愛着や誇りを高め、地域における活動を進めます。

また、「トライやるウィーク」や「トライやるアクション」については、充実を図ります。

**(3) 自治会など、コミュニティ組織による地域活動を活性化します**

地域住民にまちづくり活動への参加を促進するために、自治会などコミュニティ活動の活性化を図ります。

**[主な取り組み]**

**ア 自治会などコミュニティ活動の活性化** 充実

まちづくりを進めるためには、自治会などコミュニティ活動の活性化が不可欠です。

**【取り組み目標】**

自治会などへの支援を含めて、引き続き、取り組みます。

#### (4) 企業のまちづくり活動への参加を進めます

従業員が市民活動に参加しやすい環境づくりへの協力を求めています。また、企業によるまちづくり活動の実施や市民活動への参加を促進します。

##### [主な取り組み]

<b>ア 従業員が市民活動に参加しやすい環境づくりへの協力促進</b> <b>充実</b> 企業の協力なしにまちづくりは進みません。従業員が市民活動に参加しやすい環境づくりへの協力を促進します。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、取り組みます。

<b>イ 企業によるまちづくり活動や市民活動への参加促進</b> <b>充実</b> 企業自らのまちづくり活動の実践や市民活動への参加を促進します。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、取り組みます。

#### (5) 市民力・地域力を高めます

市民力とは、市民一人ひとりの個人の持っている力、地域力とは地域が持っている資源や人などの力といえます。

豊かな市民生活を築くには、市民や地域が持っている力をまちづくりに十分発揮するとともに、実践的な活動を通じて、さらに力を高めていくことが必要です。

地域にある人的資源や企業など様々なストック<sup>9</sup>を生かしたまちづくりに取り組みます。

##### ア 市民力・地域力を集める取り組みを進めます

地域に暮らす様々な市民の思いや力を集め、地域の活動に結び付ける取り組みを進めます。

##### [主な取り組み]

<b>① 「まちづくり人材バンク<sup>10</sup>」の整備</b> <b>充実</b> <b>新規</b> 様々な職業や分野（文化・自然・福祉・環境・スポーツ・教育など）についての豊富な知識や経験・技能を有する多くの市民がおられます。このような地域住民の才能や能力を地域のまちづくりや交流に活かしていくために、活用しやすい「まちづくり人材バンク」の充実に取り組みます。 また、「いきいき学校応援事業」への登録した豊かな人材の学校などでの活用や、子どもたちの学習への協力支援も進めます。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き「まちづくり人材バンク」の充実を図ります。

<sup>9</sup> ストック：蓄え、過去から蓄積された社会資本。

<sup>10</sup> バンク：銀行、貯蔵するところ。



**② 学生や若者の力を地域づくりに活かす取り組みの推進** **充実**

学生や若者の声を聞き、それらの声を地域活動に生かす取り組みを進めます。  
 多くの若者にとって、地域との関係は十分ではなく、若い力を地域の活性化に活かすことは、その地域活動の経験が、将来の地域づくりを支える人材を育成するという点でも非常に重要です。

例えば、既に実施している商店街とタイアップしたシャッターのデザインやパソコンの指導など、若者の活動の機会を広げる地域づくりを進めます。

**【取り組み目標】**

引き続き、充実に向けて取り組みます。

**イ 市民力・地域力を高める取り組みを進めます**

市民力・地域力を高める取り組みとしては、NPO活動の支援や、地域の人的・物的資源の結び付きを強めるとともに、地域のまちづくり活動のリーダーやキーパーソン（中心となる人材）の養成、専門的なアドバイザー<sup>11</sup>派遣などを行います。

**【主な取り組み】**

**① NPO活動への支援** **充実** **新規**

営利目的でなく様々な活動を自主的・自発的に行うNPO活動が充実することにより市民力・地域力が高まります。このため、NPO活動支援の充実を図ります。

**【取り組み目標】**

広義で言えば、各地区のまちづくり委員会やボランティアグループなどもNPOであり、引き続き、支援するとともに、平成17年度から活動支援の具体化に向けた検討を進めます。

**② 「市民コーディネーター<sup>12</sup>」の養成** **充実**

地域におけるまちづくり活動や課題を解決するために、市民リーダーやコーディネーターの存在が重要となっています。

まちづくりの理念や参加手法など、知識と技術について学ぶための「まちづくり講座」の実施や、地域活動のリーダー、コーディネーターの養成を進めます。

**【取り組み目標】**

市民リーダー、コーディネーター養成も含めた「まちづくり講座」などを引き続き開設します。

**③ 専門家の派遣** **充実**

地域でのまちづくりには、技術的な課題や法的な問題などに対応するため、専門家の力がが必要です。

まちづくり全般や都市計画、環境、福祉、防災などの広い分野で、地域への専門家の派遣や相談、アドバイスが行えるよう体制を整えます。

**【取り組み目標】**

国、県などの専門家派遣を引き続き進めるとともに、平成17年度から専門家の派遣体制について検討します。

<sup>11</sup> アドバイザー：助言者。顧問。

<sup>12</sup> コーディネーター：仕事が円滑に流れるようにする調整係。

④ 地区間交流の推進 <b>充実</b>
「まちづくり」は「まねづくり」とも言われます。地域のまちづくりについては、他の地域のまちづくりを参考にするのも必要です。市内各地区のコミュニティ活動推進協議会やまちづくり委員会、さらに、他地域との連携や交流を推進し、意見交換の場として、「(仮称)まちづくり交流協議会」の設置の検討を進めます。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、取り組むとともに、平成17年度から、市内7地区のコミュニティ推進協議会やまちづくり委員会の交流の推進や意見交換の場として、「(仮称)まちづくり交流協議会」の設置の検討を進めます。

## (6) 次世代のための市民参画を進めます

地域、学校、家庭の連携による、次世代を担う児童・生徒や青少年のまちづくり活動を推進します。

### [主な取り組み]

ア 市民のよりよい学校づくりへの参加促進 <b>充実</b>
よりよい学校づくりへ市民の持つ技術や知識などを生かす取り組みを進めます。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、取り組みます。
イ 地域活動、ボランティア活動への児童などの参加推進 <b>充実</b>
子どもの時からまちづくり意識を高めるため、地域活動、ボランティア活動など、まちづくりへの参加を推進します。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、取り組みます。
ウ まちづくり活動への青少年の参加促進 <b>充実</b>
青少年の地域活動やボランティア活動など、まちづくりへの参加が少なくなっていることから、地域団体と連携して、青少年の参加促進を図ります。
<b>【取り組み目標】</b> 引き続き、取り組みます。

## (7) 参画と協働のモデル<sup>13</sup>事業推進による市民意識の向上を図ります

政策によっては、事業の実施の前に社会実験やモデル事業を行うことによって、その社会的影響度を図り、完成度を高めることも必要なものがあります。

このため、参画・協働の取り組みとして市職員も参加した中でのモデル事業を実施し、意識の向上を図ります。

### [主な取り組み]

ア 参画と協働モデルの事業の推進 <b>新規</b>
参画・協働の取り組みとして市職員も参加した中での、例えば、公園づくり、ゴミステーションの美化、花壇緑化など、モデル事業を実施し、意識の向上を図ります。
<b>【取り組み目標】</b> 平成17年度からモデル事業の検討を行います。

<sup>13</sup> モデル：模範、標準、先駆的な試行。

### 3 市民相互の交流・連携を促進します

#### (1) 市民団体のネットワーク<sup>14</sup>を強化します

地域におけるまちづくり活動などの活性化を図るためには、まちづくり委員会や市民団体など活動成果の交流やネットワークが必要です。

地域のまちづくりは、地域の特性や様々な条件によってその解決方法は異なりますが、まちづくりの実践活動の経験は他の地域にも参考になります。

それぞれの取り組みについて、情報交換や経験を語り合う場を用意し、交流を通じて新たなネットワーク化を促進します。

##### 【主な取り組み】

##### ア 「(仮称) 市民団体連絡協議会」の設立 **新規**

各種団体の活動の活性化を図るとともに、連携したまちづくりを展開するため、「(仮称) 市民団体連絡協議会」を設立し、市民団体のネットワークを強化します。

##### 【取り組み目標】

平成17年度から「(仮称) 市民団体連絡協議会」の設立を検討し、市民団体のネットワークを強化します。

##### イ 「(仮称) 地区コミュニティセンター」の設置 **充実** **新規**

情報交換、経験を語り合う場など、交流を通じて新たなネットワークが図られるよう「(仮称) 地区コミュニティセンター」の設置を進めます。

##### 【取り組み目標】

平成17年度から調査や整備検討を進めます。

##### ウ まちづくり委員会など地域活動組織づくりへの支援 **充実**

各地区で、コミュニティ活動推進協議会やまちづくり委員会などが設立され、活発な活動が行われていますが、さらに、市民力、地域力の向上につながるまちづくり委員会などへの支援の仕組みを整えます。

##### 【取り組み目標】

平成17年度に補助金も含め、支援の仕組みを整えます。

##### エ 地区間交流の推進 **充実**

地区のまちづくりについては、他の地区のまちづくりを参考にすることも必要です。また、参加者のやりがいや意欲を高めるため、地区のまちづくりの経験や取り組みの成果の発表、表彰など、市内7地区のコミュニティ推進協議会やまちづくり委員会による地区活動の活性化とネットワークづくりを図る「(仮称)まちづくり交流協議会」の設置や、先進的な事例から市民自らが学び、実践していくため、他地域のまちづくり事業との連携や交流を推進します。

##### 【取り組み目標】

平成17年度から「(仮称)まちづくり交流協議会」の設置の検討を進めます。

<sup>14</sup> ネットワーク：従来の階層的組織とは異なり、組織間あるいは組織内部において個人や組織同士が対等な立場で自立性を保ちながら緩やかな結びつきを有し、情報などを相互に交換することができる関係性。

## 4 幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます

### (1) 幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます

幅広い市民から市政に関する意見を収集するため、市民懇談会やご意見箱、電子メールなど、広聴の充実に努めます。

#### 【主な取り組み】

#### ア 地区・町・世代・団体別懇談会の開催 **充実**

これまでも、幅広い市民から市政に関する意見や市民の声を収集するため、地区別懇談会や町別懇談会などを実施していますが、さらに、世代・団体別などを含めた懇談会の充実に努めます。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

#### イ 市政モニター制度の実施 **充実**

これまでも市政に関する意見を収集するためモニター制度を実施してきましたが、より一層の充実に努めるとともに、調査結果の分析や評価結果のホームページでの公表などを進めます。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

#### ウ 市職員による「出前講座」の充実 **充実**

地域で関心の高い施策・事業などを市民によく知ってもらうために、市民の求めに応じて担当職員が直接地域に出向いて説明する「出前講座」の充実に努めます。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

#### エ 定期的な市民アンケートの実施 **充実**

幅広い市民から市政に関する意見や声を収集するため、定期的に市民アンケートを実施します。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

#### オ ホームページによる市民意見の収集 **充実**

ホームページによる市民意見の収集を充実します。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

#### カ 市民の意見や提案の対応内容の公開 **充実**

市民にとって、自分の意見がどのように市政に反映され、活かされたか実感できることが必要です。

市民の意見がどのように反映されたのかが明らかになるよう、パブリックコメントや、その他の意見提出手続において、意見・提案の取扱いや対応について市民に知らせていくための仕組みづくりをホームページなどの活用も含めて進めます。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

## Ⅱ 情報の共有化

### 市民活動や市政情報を積極的に公開・提供しみんなで共有します

市民活動や行政情報を的確で分かりやすく市民に知らせることは、市民参加の前提条件です。

市政情報に対する市民の関心や需要は高く、行政はその需要に応えていくことが必要ですが、情報に関する需要の質や、情報整備に係る費用対効果を十分に考慮しながら、多くの市民が知りたい情報、知らせるべき情報については、十分な提供を、一部の市民だけが求める情報については、希望に応えられるよう、情報を整理しておく必要があります。

また、これまで市民が情報を得るには、市役所に足を運ばなければならないことも多かったのですが、IT（情報通信技術）の進展に伴い、インターネットが市民の身近なものになり、行政情報も手軽に入手できるような環境が徐々に整ってきています。

今後は、インターネットを最大限に活用することにより、市民への説明責任（アカウンタビリティ）を十分果たしていきます。

また、本市のホームページを、行政情報の書庫として活用するなど、積極的な情報提供や情報公開の推進に努めます。

## 1 市民活動に関する様々な情報の収集・提供を進めます

### (1) 市民団体の様々な活動やイベントなどの情報を収集し、提供します。

様々な市民団体やグループなどがあっても、その活動内容が知られていない状況があります。市民団体の様々な活動やイベントなどの情報を収集し、提供します。

#### 【主な取り組み】

#### ア 市民団体のデータベース<sup>15</sup>の作成 **新規**

様々な市民団体やグループなどからの積極的な情報提供に基づき、データベースを作成し、それぞれのPRや情報提供を行います。

#### 【取り組み目標】

平成17年度から取り組みます。



<sup>15</sup> データベース：コンピュータで、相互に関連するデータを整理・統合し、検索しやすくするもの。

## (2) 各種メディアを活用し、市民活動に関する様々な情報を発信します

収集した市民活動に関する様々な情報を、市広報誌、ホームページ、新聞など各種メディアを活用して発信していきます。また、CATVや有線放送、コミュニティFM、防災無線など、新しい情報通信機能の導入についても検討を進めます。

### 【主な取り組み】

#### ア 新しい情報通信機能(CATVなど)の導入の検討 **新規**

情報の共有化の中で、市民会議から最も意見の多かったCATVや有線放送、コミュニティFM、防災無線など、リアルタイム、双方向等を含めて新しい情報通信機能の導入について、地上波デジタル放送<sup>16</sup>の進捗状況とも合わせて検討を進めます。

#### 【取り組み目標】

平成18年度から検討を進めます。

#### イ 市民活動情報誌の発行 **充実** **新規**

以前に発行していた「ウエストサイドストーリー」のような、様々な市民活動情報を発信する情報誌の再発行を進めます。

#### 【取り組み目標】

平成17年度から発行に向けての取り組みを進めます。

#### ウ 参画・協働に関する情報コーナーの設置 **充実** **新規**

今、どんな施策や事業が、どんな形で進められているかの情報を的確に市民に提供するとともに、計画・実施・評価・見直しの各過程で、市民が参画できる機会を明らかにしていくことが必要です。

このため、ホームページ上で可能な限り審議会などの内容や日程、委員公募のスケジュール、パブリックコメントの実施予定などの情報コーナーを設置します。

同時に、審議会などの傍聴者の募集などをホームページ上で参加申込みができるように進めます。

#### 【取り組み目標】

平成17年度から検討を始めます。

#### エ インターネット版「広報」の発行 **充実** **新規**

インターネットによる広報を充実するため、広報(全市版)概要版の希望者へ電子メール<sup>17</sup>配信や、携帯端末への配信、広報アーカイブ<sup>18</sup>(過去の「広報」のストック)の作成、関連情報へのリンクなどを進めます。

#### 【取り組み目標】

平成17年度から取り組みを進めます。

<sup>16</sup> 地上波デジタル放送：デジタル方式の地上波によるテレビ放送。2011年にはアナログ放送を全廃する計画。高画質、多チャンネル、双方向サービスなどのメリットがある。

<sup>17</sup> 電子メール：インターネット上の指定されたあて先にメッセージを送る機能。Eメールともいう。

<sup>18</sup> アーカイブ：①公文書保管所、記録保管所、②複数のファイルを一つにまとめたり、圧縮したりしたファイルのこと

**オ ホームページによる行政情報の的確な提供の推進** **充実** **新規**

インターネットによる的確な情報提供を図るため、全ての所属においてホームページの作成を行い、インターネット上の行政情報ライブラリー（図書館）づくりを進めます。

また、インターネット上に生涯学習の講座「（仮称）ネット西脇塾」の開設を検討し、障害のある方や育児・介護中の人でも自由に講座の受発信ができるよう学習環境のバリアフリー<sup>19</sup>化を進め、社会参加活動に対する意欲の向上を図ります。

**【取り組み目標】**

平成17年度から、全所属でホームページ作成に向けて取り組みます。

平成17年度から行政情報ライブラリーや「（仮称）ネット西脇塾」の開設に向けて検討を進めます。

**カ 広報資料のホームページ上での提供** **充実**

広報発表した情報をホームページ上で提供することにより、市民に対して、多くの情報の迅速化に取り組みます。

また、データベース化することにより、利便性の向上を図ります。

**【取り組み目標】**

引き続き、取り組みます。

**キ 広報誌の充実と制作への参加（充実）**

広報誌は全戸に配布されるため、市民が知りたい情報、市役所がぜひ市民に知って欲しい情報を確実に提供できるという効果があります。

広報誌が市民と情報共有を図る手段として一層効果的に活用されるために、市政課題について市民が考えるきっかけづくりとなる企画など、引き続き多彩な紙面づくりを進めます。

また、記事の企画提案など、市民がより多く関わる紙面づくりや、紙面評価などの仕組みの導入も検討します。

**【取り組み目標】**

広報の充実については、引き続き、取り組みます。

平成17年度から記事の企画提案など、市民が関わる紙面づくりなどを検討します。



<sup>19</sup> バリアフリー：障害がないこと。特に高齢者や障害者の日常生活に妨げとなる障害を取り除くこと。

### (3) 情報が集まり、情報を得ることができる場、交換できる場をつくります

市民が気軽に立寄って、まちづくりの情報を得ることができる場、個々の情報を発信できる場、市民の間で「知りたいこと」と「知らせたいこと」の情報交換などができる場を確保します。

#### [主な取り組み]

#### ア 「(仮称) 地区コミュニティセンター」の設置 **充実** **新規**

情報交換、経験を語り合う場など、交流を通じて新たなネットワークが図られるよう「(仮称) 地区コミュニティセンター」の設置や既設のコミュニティセンターの充実を図ります。

#### 【取り組み目標】

平成17年度から調査や整備検討を進めます。



### (4) 行政内で市民活動に係る情報を共有します

行政内においても、市民活動に係る情報を各課・職員が交換し共有する体制づくりを推進します。

#### [主な取り組み]

#### ア 市民活動推進に係る担当組織の充実 **充実**

市民活動への支援などを担当する組織の充実を図ります。

#### 【取り組み目標】

引き続き、充実に向けて取り組みます。



## 2 情報の公開・提供を積極的に推進します

### (1) 情報の公開・提供を積極的に推進します

公開の対象となる情報の拡大や、情報のわかりやすい表現化を進めます。

また、事業などの計画・立案、実施、評価、見直しの各段階において、その内容をわかりやすく、具体的に公開・提供していくとともに、市民が行政情報を気軽に得ることができるように、情報コーナーや市ホームページの一層の充実を図ります。

#### [主な取り組み]

#### ア 行政文書のわかりやすい表現化の推進 **充実**

行政文書の内容が理解されるよう、わかりやすい表現化を進めます。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

#### イ 公共施設などにおける情報コーナーの充実 **充実**

市役所をはじめ、市民の身近にある図書館、公民館、病院、コミュニティセンターなどに、総合計画や分野別の計画、市の予算や決算、事務事業概要など市政の動きの分かる資料を常備するとともに、市ホームページに接続しているパソコンを配備し、いつでも市民が情報を得られるように取り組みます。

#### 【取り組み目標】

引き続き、充実に向けて取り組みます。

#### ウ 公共施設以外の施設で市広報誌などの閲覧の推進 **充実**

公共施設以外の病院や金融機関などでの市広報誌の閲覧など、情報提供を進めます。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

#### エ 情報公開条例・個人情報保護条例の適切な運用 **充実**

西脇市情報公開条例(平成13年)・西脇市個人情報保護条例(平成15年)の適切な運用を図ります。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

## (2) 審議会や委員会などの公開を推進します

審議会や委員会などの内容を多くの市民が知ることができるよう、会議記録の原則公開を進めます。

### [主な取り組み]

#### ア 審議会や委員会などの原則公開 **充実**

審議会や委員会などの会議や会議記録の原則公開を進めます。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。



#### イ 公文書公開請求におけるIT（情報通信技術）の活用 **充実**

現在、行政の各種の申請に、インターネットやファクシミリ、電子メールの活用が可能になってきています。

情報公開制度においても、請求者の利便を図るため、インターネットやファクシミリ、電子メールを活用した請求を進めます。

#### 【取り組み目標】

実現に向けて平成17年度から検討を進めます。

#### ウ 外郭団体<sup>20</sup>における情報公開の推進 **充実**

市の行政組織だけではなく、外郭団体の情報公開を推進します。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

#### エ 議会資料の一般公開の推進 **充実**

議会の会議録については既に公開していますが、その他の資料についても一般公開の検討を進めます。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

<sup>20</sup> 外郭団体：官庁と人的・資金的及び業務内容において、強い関連性を有する法人。官庁組織の外部にあって、公益業務の一部を担うために設立された団体。

### Ⅲ 市民活動の支援

#### 市民活動の支援を推進します

#### 1 市民活動に必要な場所、設備、人材の確保を支援します

##### (1) 会議室や機材などを自由に利用できる市民活動の拠点をつくります

市民や市民団体が、会議や交流のための部屋やコピー機、パソコンなどを自由に利用することのできる「(仮称) 地区コミュニティセンター」をはじめとする活動場所の確保を図ります。

また、市民活動の場としてコミュニティセンターなどの公共施設が利用しやすくなるように、利用規則や利用料金、利用時間などの見直しを進めます。

さらに、小・中学校の余裕教室の開放や、市民活動を紹介する機関紙やホームページなどで作成の技術面などに関してサポートできる人材の確保に努めます。

##### 【主な取り組み】

##### ア 「(仮称) 地区コミュニティセンター」の設置 **充実** **新規**

情報交換、経験を語り合う場など、交流を通じて新たなネットワークが図られるよう「(仮称) 地区コミュニティセンター」の設置を進めます。

##### 【取り組み目標】

平成17年度から調査や整備検討を進めます。

##### イ コミュニティセンターなど公共施設の利用条件の見直し **充実** **新規**

公共施設が利用しやすくなるように、利用規則や利用料金、利用時間などの見直しを進めます。

##### 【取り組み目標】

平成17年度から見直しを行います。

##### ウ 小・中学校の体育館などの開放 **充実**

市民の活動場所として小・中学校の体育館などは既に解放していますが、さらに、学校支援ボランティア等の活動拠点となることを目指して余裕教室の活用を進めます。

##### 【取り組み目標】

体育館などの開放は引き続き取り組みます。  
引き続き、余裕教室の活用について検討を進めます。

##### エ 機関紙やホームページなどの作成をサポートできる人材の確保 **充実**

ホームページの設置や、メールマガジン<sup>21</sup>・機関紙の発行などを作成するための技術面でサポートできる人材の確保を進めます。

##### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

<sup>21</sup> メールマガジン：電子メールのしくみを利用した情報配信。発信者が定期的にメールで情報をながし、読みたい人が購読することができる。

## (2) 市民や企業などによる活動場所や設備の提供を促進します

市民や企業などが所有する会議室や設備、空き店舗などを市民や団体などに貸し出すことを促進します。

### [主な取り組み]

#### ア 会議室や設備などの貸し出しの推進 **充実**

一部、民間の空き店舗などのスポーツ団体へ貸し出しが行われていますが、さらに、市民や企業などの協力による、会議室や設備、空き店舗などの市民団体への貸し出しを進めます。

#### 【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

## (3) 市民活動に利用できる場所や設備の情報を整理し、情報提供を行います

市民活動に利用できる公共はもとより民間の施設、設備についても情報を収集し、その提供を推進します。

また、活動に必要な場所やものを求めている市民や団体などと、貸し出すことができる市民や団体などを結びつける仕組みづくりを推進します。

### [主な取り組み]

#### ア 活動場所・設備データベースの作成 **新規**

市民活動に利用できる公共や民間の施設、設備について情報を収集し、データベース化を図るとともに、その情報提供を推進します。

#### 【取り組み目標】

平成17年度から検討を進めます。

#### イ 「貸してください」「貸します」掲示板の設置 **新規**

活動に必要な場所やものを求めている市民や団体などと、貸し出すことができる市民や団体などを結びつける「貸してください」「貸します」掲示板の設置をホームページなどで推進します。

#### 【取り組み目標】

平成17年度から検討を進めます。

#### ウ 各種情報のデータベース化(行政情報・市民団体情報など) **新規**

様々な市民団体やグループなどのデータベースを作成し、PRや情報提供を行います。

#### 【取り組み目標】

平成17年度から検討を進めます。

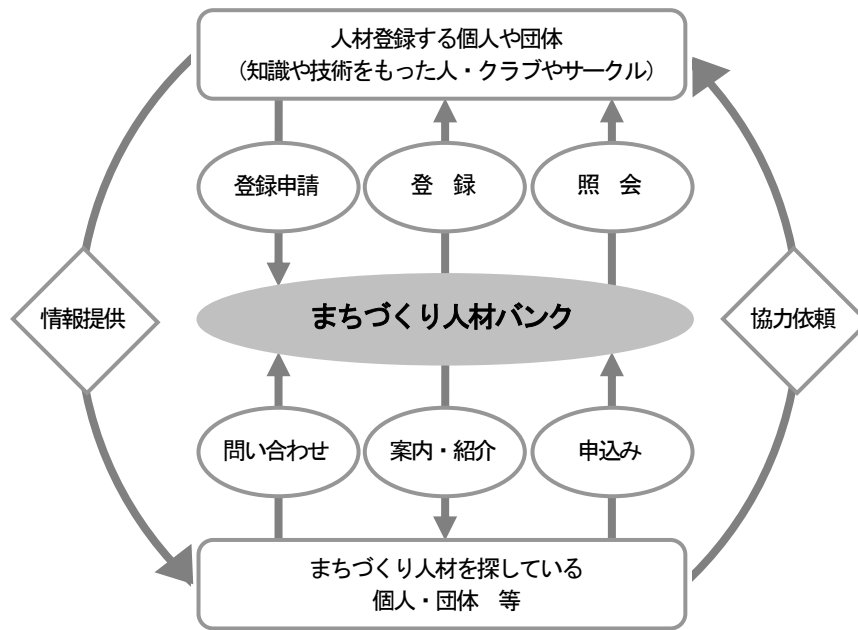
#### (4) 人材を求めている人と提供できる人が結びつく仕組みをつくりま

まちづくりに係る知恵や技術を持った人を、それを求めている市民や団体などに紹介・あっ旋する仕組みづくりを推進します。

**【主な取り組み】**

<p><b>ア 「まちづくり人材バンク」の整備</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">充実</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span></p> <p>まちづくりに係る知恵や技術を持った人が市内でも多くおられます。市内外にかかわらず、それを求めている市民や団体などにアドバイザーやコンサルタント<sup>22</sup>などを紹介・あっ旋する仕組みづくりを推進します。</p> <p><b>【取り組み目標】</b> 引き続き、充実に向けて取り組みます。</p>
---

#### ■ まちづくり人材バンクのイメージ



<sup>22</sup> コンサルタント：専門分野の知識、経験、技術を基に診断や助言を与える専門家。相談役。

## 2 市民活動に必要な資金などの確保を支援します

### (1) 市民活動の助成制度を整えます

市民活動を資金面から支援するため、既存の補助金制度の見直し・整理・交付基準の明確化を図ります。

助成にあたっては、各市民団体の活動内容の審査、成果の評価を行い、助成の内容や活動結果の公表を行います。

[主な取り組み]

#### ア まちづくり活動助成制度の充実 **充実**

まちづくりを行う団体やグループなどを支援する「まちづくり活動助成」を引き続き進めます。

【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

#### イ 補助金の見直しと基準の明確化 **充実**

既存の各種補助金制度の見直し・整理を行い、交付基準の明確化を図ります。

【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

#### ウ 補助団体の決算の公開 **充実**

補助を行った団体などの活動内容の審査、成果の評価を行い、助成内容や活動結果の公表を行います。

【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

### (2) 助成制度の情報提供を行います

どのような助成制度があるか、活用できるかなど、市や県、国、各種の公益法人などの助成制度に係る情報をとりまとめ、市民や団体などに提供します。

[主な取り組み]

#### ア 助成制度の情報提供 **充実**

市や県、国、各種の公益法人などの助成制度に係る情報提供を推進します。

【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

### (3) 市民活動資金となる「(仮称)まちづくり基金」の創設を進めます

市民活動への協賛金による協力を促進するとともに、様々な市民活動を資金面から支援する募金の実施や「(仮称)まちづくり基金」の創設を進め、市民や企業の協力を求めています。

[主な取り組み]

ア 「(仮称)まちづくり基金」の創設 <b>新規</b>
市民活動資金となる「(仮称)まちづくり基金」の創設を進めます。
<b>【取り組み目標】</b>
平成17年度から検討を進めます。

### (4) まちづくりにおけるエコマネーの導入を進めます

市民や市民団体がまちづくりにおいてできることを登録し、活動することによってポイントを受け、そのポイントを用いて、他の市民などに協力を求めることができる、互助と互酬<sup>23</sup>の仕組みである「地域通貨<sup>24</sup>(エコマネー等)」の導入を進めます。

[主な取り組み]

ア 「地域通貨(エコマネー等)」の導入 <b>新規</b>
ボランティア活動の推進とコミュニティへの参加意欲を高めるため、互助と互酬の仕組みである「地域通貨(エコマネー等)」の導入を進めます。
<b>【取り組み目標】</b>
平成17年度から検討を進めます。

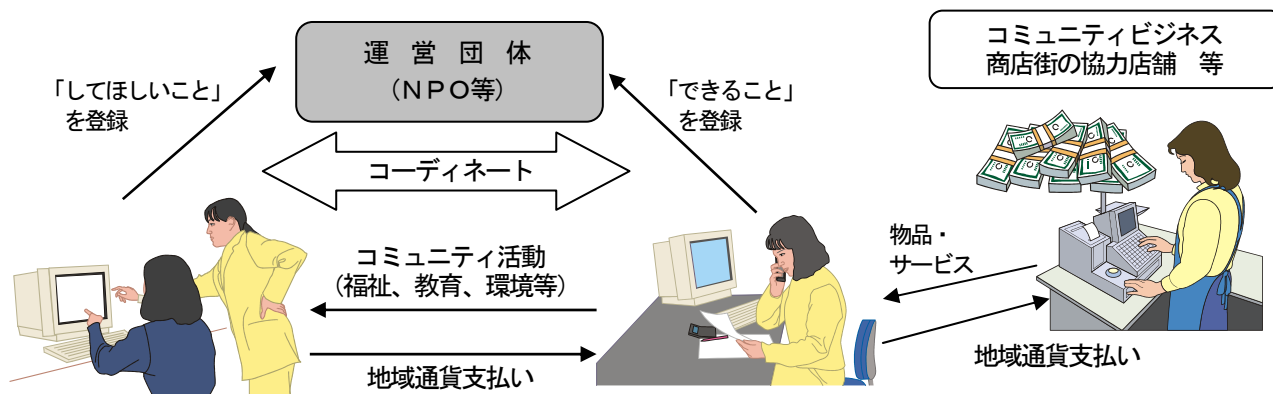
#### ■ 地域通貨のイメージ

##### 地域通貨とは

○特定の地域、特定の分野だけで流通する限定通貨。ボランティア活動の対価として商品やサービスの提供が受けられるものなど、様々な形がある。

##### 期待される効果

- ボランティア活動の促進
- コミュニティビジネスの促進
- 地域内消費循環の促進
- 地元商店街の振興
- 地産地消の促進 など



<sup>23</sup> 互酬：お互いに報酬を与え合うこと。

<sup>24</sup> 地域通貨(エコマネー)：特定の地域、特定の分野だけで流通する限定通貨。ボランティア活動の対価として商品やサービスの提供が受けられるものなど、様々な形がある。

### 3 市民活動への相談や支援を進めます

#### (1) 活動の進め方や活動資金づくりなどの相談を行います

行政の担当組織や「(仮称)地区コミュニティセンター」などで、活動の立ち上げ方や進め方、まちづくりのための制度の活用、活動資金づくりなどの相談を行います。

[主な取り組み]

##### ア まちづくりアドバイザー制度の導入 **新規**

まちづくりに係る知恵や技術を持った人が市民・団体などの相談・支援を行うアドバイザー制度の導入を検討します。

【取り組み目標】

平成17年度から導入に向けて検討します。



##### イ 市民活動推進に係る担当組織の充実 **充実**

活動の立ち上げ方や進め方、まちづくりのための制度の活用、活動資金づくりなどの相談を行う担当組織の充実を図ります。

【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。

#### (2) NPO活動や法人の設立・運営への支援を進めます

NPO活動や法人の設立、運営に係る支援を行政だけでなく、市民団体等も含め進めます。

[主な取り組み]

##### ア NPO活動や法人化、運営などの支援 **充実**

福祉、環境、文化など、様々な分野で非営利の活動団体(NPO)が増えています。活動の支援や法人化への相談体制、情報提供などの充実を行政だけでなく、市民団体等も含め進めます。

【取り組み目標】

引き続き、取り組みます。



■ 非営利活動の概念



(3) 行政の総合的活動支援を進めます

市民活動の推進には、市民の自主的・主体的な行動が必要ですが、併せて、行政の市民活動の活性化に対する支援も重要です。

[主な取り組み]

**ア 「(仮称) 地区コミュニティセンター」を拠点とした市民活動の推進** 充実 新規

市民活動を活性化するには、興味や関心があっても、どう行動を起こして良いのか分からないといった市民の声に的確に応える必要があります。

このため、市民をはじめNPOやボランティア団体などを総合的に支援する「(仮称) 地区コミュニティセンター」を拠点とし、情報提供、相談、交流など様々な支援活動を展開していきます。

**【取り組み目標】**  
平成17年度から検討を進めます。

**イ 地区単位でのまちづくりへの取り組みと拠点整備の推進** 充実 新規

市民の身近なエリアである地区単位でのまちづくりの推進が重要で、地区まちづくり・コミュニティの拠点としてコミュニティセンターや隣保館などが、まちづくりに果たす役割は、非常に大きなものがあります。

地区単位での「まちづくり計画」の策定を推進するとともに、地域のまちづくりを支援するための地域対策委員の充実など、きめ細かい支援体制の促進を図ります。

**【取り組み目標】**  
引き続き、平成19年度まで地区別まちづくり計画の策定に取り組みます。  
平成17年度から、地域のまちづくりに対する支援体制のあり方について検討を進めます。

## IV 市政への市民参画・協働

### 政策形成での市民参画・協働を進めます

#### 1 施策の計画・実施・評価・見直しの各段階における市民参画を推進します

##### (1) 施策の計画・実施・評価・見直しの各段階における市民参画を推進します

施策の計画・実施・評価・見直しの各段階における市民参画を推進します。また、審議会などの委員についても、性別、年齢、地域、職業などに配慮し、様々な立場の市民が参加できるよう努めるとともに、会議に参加しやすいように、開催の日時や場所、会議の進め方、託児などに配慮します。

併せて、市職員の勤務時間の弾力化を図ります。

また、広報誌や市ホームページなどで、重要な施策について、その必要性、内容案、費用、効果などを公開し、広く市民の意見を募集する「パブリックコメント」の制度化を推進します。

さらに、各種市民サービスやイベント、公園などの整備事業などについて、実施・運営の両面での市民の参画や「アダプトシステム<sup>25</sup>」を推進します。

また、庁内における行政評価<sup>26</sup>の内容公開を図るとともに、市民による評価の実施を進めます。

#### ア 政策の計画過程での市民参画

##### [主な取り組み]

##### ① パブリックコメントの制度化と市民提案制度の推進 **新規**

本市では、パブリックコメントの制度化はしていないものの、これまでも総合計画など、多くの計画策定の過程において市民の意見を募集してきましたが、今後は、重要な制度の創設などにおいて市民の意見を募集するパブリックコメントの制度化を進めます。

また、政策形成における市民からの提案制度についても検討を進めます。

##### 【取り組み目標】

平成17年度に、パブリックコメントの制度化を検討します。

平成18年度から市民提案制度についても検討を進めます。

##### ② 審議会などの委員公募の推進 **充実** **新規**

本市では、これまでも各種審議会や委員会などにおいて、委員を公募していますが、今後も、さらに多くの審議会などにおいて、委員公募に取り組みます。

##### 【取り組み目標】

引き続き、「審議会等の設置及び運営に関する指針」（平成16年）に基づき、原則として全ての審議会などで委員公募を進めます。

<sup>25</sup> アダプトシステム：住民や事業者が公共施設の「里親」になって、植栽や清掃などの維持管理を行う制度。

<sup>26</sup> 行政評価：行政の政策や施策、事務事業について、指標などを用いて有効性や効率性などを評価し、次の施策展開に反映させるもの。

<p><b>③ 市民との意見交換の場づくり</b> <b>充実</b></p> <p>これまでも、事業の実施に当たり市民との意見交換は行っていますが、引き続き、意見が施策に反映できるよう、市民との意見交換の場づくりを進めます。</p> <p><b>【取り組み目標】</b></p> <p>引き続き、取り組みます。</p>
--

<p><b>④ 審議会や委員会などの原則公開</b> <b>充実</b></p> <p>様々な政策について審議される審議会などは、行政の政策形成過程の中でも重要な位置を占めています。</p> <p>これまでもにも総合計画審議会をはじめ、多くの審議会などで、委員の合意により、その議論の公開などを行っていますが、今後も、取り組みを進めます。</p> <p><b>【取り組み目標】</b></p> <p>引き続き、「審議会等の設置及び運営に関する指針」（平成16年）に基づき、原則として全ての審議会などの公開や審議内容の情報提供を行います。</p>
--

<p><b>⑤ 幅広い市民層からの審議会などの委員への参画推進</b> <b>充実</b></p> <p>本市では、これまでも、多くの審議会などにおいて市民団体の代表や女性、若い世代などの市民参加を求めてきました。今後も、さらに各種団体の代表や女性、外国籍市民、若者など幅広い市民層からの委員の参画を推進します。</p> <p><b>【取り組み目標】</b></p> <p>引き続き、幅広い市民層からの参加を進めます。</p> <p>女性委員の参加促進については、「西脇市男女協働参画基本プラン」に基づき、平成23年度において少なくとも女性委員比率30%を目指します。</p>
--

## イ 政策の実施過程での市民参画

### [主な取り組み]

<p><b>① アダプトシステムの推進</b> <b>充実</b> <b>新規</b></p> <p>これまでも、道路清掃や美化活動など、市民による維持管理が行われているものもありますが、政策の実施過程での市民参画の一つとして、市民や事業者が公共施設の植栽や清掃などの維持管理を行う「アダプトシステム」の推進を図ります。</p> <p><b>【取り組み目標】</b></p> <p>平成17年度にアダプトシステムの制度化の検討を進めます。</p>
---

<p><b>② 市民のよりよい学校づくりへの参画推進</b> <b>充実</b></p> <p>全国的に教育問題への関心が高まっている中、地域ぐるみの教育をより推進するとともに、保護者や地域住民が意見を述べることを通して、よりよい学校づくりに参画する学校評議員制度の充実を図ります。</p> <p><b>【取り組み目標】</b></p> <p>引き続き、取り組みます。</p>
--

**③ 市民との意見交換の場づくり** **充実**

市民の意見が施策に反映できるよう、政策の実施段階で、市民との意見交換の場づくりを進めます。

**【取り組み目標】**

引き続き、取り組みます

**④ ワークショップ<sup>27</sup>など意見を効果的に事業に活かす取り組みの推進** **充実**

これまでも、数多くのワークショップを実施し、市民の知恵と力を活かしてきました。今後も、引き続き施策・事業にワークショップを積極的に導入します。

**【取り組み目標】**

引き続き、取り組みます。

**⑤ 事業の実施において団体や企業などが参画する機会の確保** **充実**

市政の運営には、一人ひとりの市民はもとより、地域団体、NPO・NGO<sup>28</sup>、業界、企業など様々な組織や団体との協働が必要です。

これまでもこれらの団体や企業から意見や要望を聞くなど、ニーズの把握に努めるとともに、事業実施段階においても、協働による取り組みを進めてきました。

今後も、市民、企業、行政が一体となった地域課題解決に向けた取り組みなど、様々な組織や団体などとの協働による事業の実施を進めます。

**【取り組み目標】**

引き続き、取り組みます。

**⑥ 公共施設の運営への市民や団体の参画推進** **充実**

公共施設については、言うまでもなく、利用者である市民や団体が使いやすい運営を図る必要があります。

このため、これまでも利用者アンケートなどの実施により、利用者の声を聞き、運営に活かしてきましたが、今後も、運営についての市民や団体、NPOなどの参画促進を図っていきます。

**【取り組み目標】**

引き続き、取り組みます。

**ウ 政策の評価過程での市民参画****[主な取り組み]****① 市民の視点に立った行政評価システムの導入** **充実** **新規**

本市では、現在、行政内での行政評価は行っていますが、市民参画の視点に立って行政活動の業績や成果を可能な限り数値化するなど、わかりやすい形で示す総合的な行政評価システムや行政評価の市民参画を進めます。

**【取り組み目標】**

引き続き、充実に向けて取り組みます。

<sup>27</sup> ワークショップ：意見や技術の交換・紹介を行う研究会。

<sup>28</sup> NGO：非政府間組織、非政府機関。民間公益団体、民間の国際組織、非政府・非営利の立場から地球規模の問題に取り組む市民レベルの海外協力団体。

② 学校教育活動への外部評価の導入 **充実** **新規**

特色ある学校づくりの一層の推進に向け、各学校において、教育目標の達成状況を把握し、成果や課題を明確にしながら教育活動の充実を図ることが重要です。

そのため、評価項目や観点、基準を明確にした「自己評価」の仕組みを整えるとともに、アンケートなどにより、保護者・地域の方の学校教育活動への意見などを把握する外部評価の充実を図ります。

**【取り組み目標】**

引き続き、充実に向けて取り組みます。

③ 市民との意見交換の場づくり **充実**

市民の意見が施策に反映できるよう、政策の評価段階で、市民との意見交換の場づくりを進めます。

**【取り組み目標】**

引き続き、取り組みます。

④ アンケート、モニター調査などによる市民意見の活用 **充実**

事業実施後において、その主旨や目的に沿って事業が達成できたかを確認し、次の施策に活かしていくことが必要です。

本市では、これまでもシンポジウムや公開フォーラムなどの参加者に対するアンケート調査や施設利用者に対するモニター調査などを行ってききましたが、より一層、事業実施の際のアンケート調査やヒアリングを充実するとともに、調査結果の分析と評価の結果をホームページで公表するなど、市民意見に基づくより良い運用を積極的に進めます。

**【取り組み目標】**

引き続き、取り組みます。

エ 政策の見直し段階での市民参画

[主な取り組み]

① 市民の意見を聞く場づくり **充実**

計画・実施・評価を踏まえて、さらに次に生かすための見直しの段階においても、市民の意見を聞く場づくりを進めます。

**【取り組み目標】**

引き続き、取り組みます。

## 2 市民と行政の協働による市政運営を推進します

### (1) 市民が自主的に市政を考え、行政に提案する場をつくります

市民が主体となって、市民の意見を集約し、まちづくりの課題について話し合い、行政に提案する体制を整えます。

#### 【主な取り組み】

#### ア 「（仮称）市民団体連絡協議会」の設立 **新規**

各団体の活動の活性化と、各団体が連携したまちづくりを展開するため、「（仮称）市民団体連絡協議会」を設立し、市民団体のネットワークを強化するとともに、市民の意見を収集し、まちづくりの課題について話し合い、行政に提案する体制を整えます。

#### 【取り組み目標】

平成17年度から「（仮称）市民団体連絡協議会」の設立に向けて検討を進めます。

### (2) 市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託を推進します

市民・市民団体と行政の協働による事業の実施や、市民サービス提供などの事業の市民団体への委託を推進します。

#### 【主な取り組み】

#### ア 市民と行政の協働による市民提案事業の実施 **新規**

市民のアイデアに基づく提案や市民自らが主体的に取り組む事業提案について、市民と行政との協働を前提として事業化を図る市民提案事業を進めます。

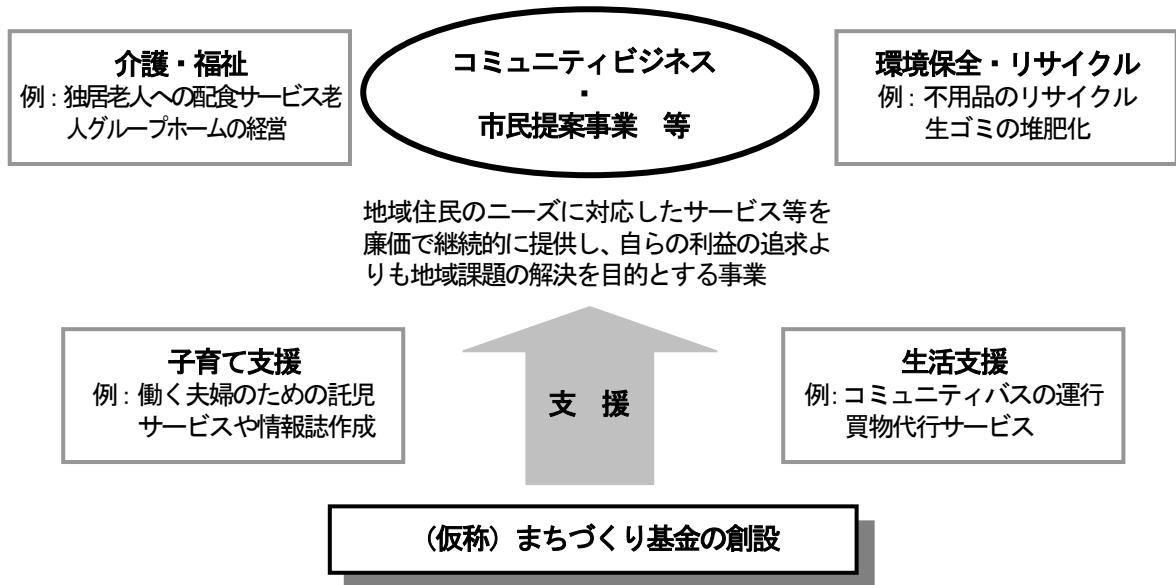
#### 【取り組み目標】

平成18年度から検討を進めます。



<p><b>イ コミュニティビジネス<sup>29</sup>の育成・支援</b> <b>新規</b></p> <p>福祉、環境、リサイクル、商店街の活性化、特産品販売など、地域が抱える問題をNPOなどを含め、地域住民が主体となってビジネス(事業)として解決するコミュニティビジネスの育成・支援を進めます。</p> <p><b>【取り組み目標】</b></p> <p>平成17年度から検討を進めます。</p>
<p><b>ウ NPOや市民団体などへの事業委託の推進</b> <b>充実</b> <b>新規</b></p> <p>コミュニティビジネスの推進とも併せて、NPOや市民団体などへの事業委託の推進を図ります。</p> <p><b>【取り組み目標】</b></p> <p>平成17年度から委託できる事業を再点検し、委託の検討を進めます</p>

■ コミュニティビジネスの活性化



<sup>29</sup> コミュニティビジネス：地域の中の様々な課題・問題を解決するため、住民が自らのアイデアと地域にある資源を活用して取り組む地域密着型の事業活動。

## V まちづくりへの体制づくり

### 参画・協働を進めるための体制づくりを整えます

#### 1 市民活動に関する相談や支援を行う組織を充実します

##### (1) 市民活動に関する相談や支援を行う庁内組織を充実します

市民活動に関する総合相談や支援、情報提供などを担当する組織の充実を行います。

###### [主な取り組み]

###### ア 勤務時間のフレックス化<sup>30</sup>などの推進 **充実**

市民窓口業務において一部導入しているものの、市民の参画・協働に対応するため、必要に応じて勤務時間のフレックス化など、勤務条件についての対応や研究をさらに進めます。

###### 【取り組み目標】

引き続き、調査・研究を進めます。

###### イ 市民活動推進に係る担当組織の充実 **充実**

行政内の市民活動への支援や相談などを担当する組織の充実を図ります。併せて、分かりやすい対応を図ります。

###### 【取り組み目標】

引き続き、充実に向けて取り組みます。

###### ウ 庁内情報の共有手段となる市役所イントラネット<sup>31</sup>の推進 **充実**

市民参加をより充実したものにするには、市職員が市民の目線で横断的に庁内情報を把握していることが不可欠です。電子情報による情報共有を進めるため、市役所イントラネット上での提供を促進するなど庁内の情報化をさらに推進します。

###### 【取り組み目標】

(仮称)「西脇市地域情報化計画」に基づき取り組みます。

##### (2) 市民によるまちづくり支援組織を育成します

市民活動の相談や支援を行う市民や団体の設立・育成を推進します。

###### [主な取り組み]

###### ア 市民によるまちづくり支援組織の設立 **新規**

市民による市民活動の相談や支援を行う組織の設立・育成を推進します。

###### 【取り組み目標】

平成17年度から検討を進めます。

<sup>30</sup> フレックス化：勤務時間帯を可変にすること。

<sup>31</sup> イン트라ネット：インターネット環境を企業内の情報交換に応用したネットワーク。



## 2 まちづくりに対応できる職員を養成します

### (1) まちづくりの知識・技術を有する職員を養成します

参画と協働のまちづくりをより一層充実したものにしていくためには、市職員の理解と能力の向上を図るとともに、参画と協働の取り組みが円滑に進む市内体制づくりが必要です。

市職員が参画・協働に関する理解を深め、力量を高めるとともに、必要な行政情報を共有できるシステムを整え、市民のニーズに迅速かつ的確に対応できる体制づくりを進めます。

#### [主な取り組み]

<p><b>ア 重要事務事業庁内説明会の開催</b> <b>新規</b></p> <p>各部の所管する重要な事務事業について、市職員向けの事業説明会を定例的に行い、職員間の情報共有と的確な伝達を図ることによってアカウンタビリティ（説明責任）の基盤づくりを進めます。また、職員のプレゼンテーション<sup>32</sup>能力の向上を図ります。</p>
<p><b>【取り組み目標】</b></p> <p>平成18年度から、特に市民に説明を要する事業を中心に取り組みます。</p>
<p><b>イ 市民活動や参画・協働に係る研修の実施</b> <b>充実</b></p> <p>広く職員が、参画・協働について理解を深めるため、様々な講演会や講座の受講を促進するなど、市民の意見を反映した主体的な政策形成を進めるための職員研修の充実を図ります。</p>
<p><b>【取り組み目標】</b></p> <p>引き続き、取り組みます。</p>

### (2) 市職員の市民活動や地域活動への積極的な参加を推進します

市民団体や地域団体の活動や地域活動への市職員の自発的な参加を推進します。

#### [主な取り組み]

<p><b>ア 市民団体や地域団体活動への職員の自発的な参加の推進</b> <b>充実</b></p> <p>職員も市民の一人であることを自覚し、市民団体や地域団体などへの自発的な参加を推進します。</p>
<p><b>【取り組み目標】</b></p> <p>引き続き、取り組みます。</p>
<p><b>イ 地域対策委員の充実</b> <b>充実</b></p> <p>地域と行政とのパイプ役<sup>33</sup>と併せて、職員の地域活動への参加推進等、地域対策委員の充実を図ります。</p>
<p><b>【取り組み目標】</b></p> <p>引き続き、取り組みます。</p>

<sup>32</sup> プレゼンテーション：提示。提示活動。公表。事業の説明やキャンペーンの展開などの計画案・企画案を提出し説明すること。

<sup>33</sup> パイプ役：人や組織の間に立って両者の間の橋渡しをする役割。またその人。

### 3 参画・協働によるまちづくりを推進するための制度づくり

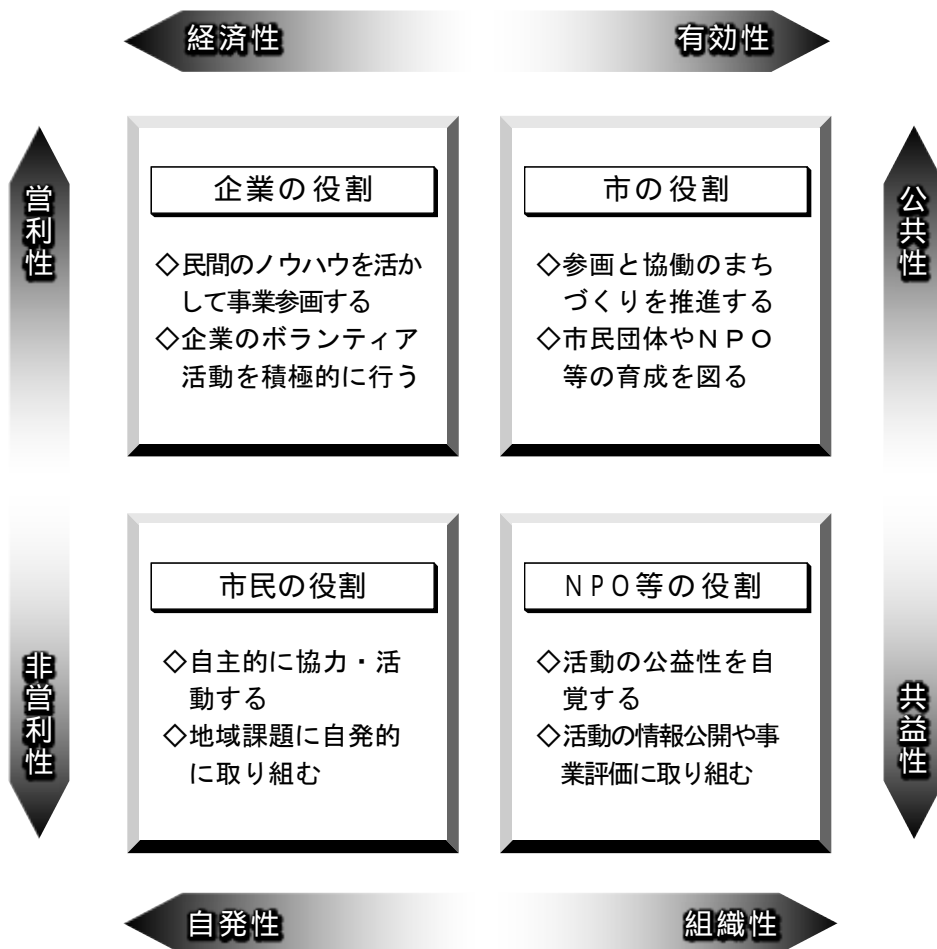
#### (1) 「(仮称)まちづくり基本条例」などの検討を進めます

市民と行政の責任と役割を明確にするとともに、市政運営の各過程への多様な市民参画によるまちづくりが一層推進されるよう「(仮称)まちづくり基本条例」や「(仮称)まちづくり憲章」などの制定に取り組みます。

【主な取り組み】

<p>ア 「(仮称)まちづくり基本条例」や「(仮称)まちづくり憲章」などの制定 <b>新規</b></p> <p>まちづくりの理念、目的、行政と市民の役割・責務、参加形態などについての基本事項を定める(仮称)まちづくり基本条例や(仮称)まちづくり憲章などの制定を検討します。</p> <p>【取り組み目標】</p> <p>平成17年度から検討を進めます。</p>
---

#### ■ 参画と協働のまちづくりにおける市民や行政などの役割



# 用語集

## あ

### アーカイブ

①公文書保管所、記録保管所、②複数のファイルを一つにまとめたり、圧縮したりしたファイルのこと

### アダプトシステム

住民や事業者が公共施設の「里親」になって、植栽や清掃などの維持管理を行う制度。

### アドバイザー

助言者。顧問。

### イベント

催事。行事。

### インターネット

世界中の大学、政府組織、企業、個人などのネットワークを相互接続した大規模なネットワーク。一般利用者は専用線や電話回線で接続し、情報の検索や閲覧、電子メールやファイルの送受信、オンラインソフトの入手などができる。

### イントラネット

インターネット環境を企業内の情報交換に応用したネットワーク。

### エコマネー（地域通貨）

※「地域通貨」を参照

### NGO

非政府間組織。非政府機関。民間公益団体。民間の国際組織。非政府・非営利の立場から地球的規模の問題に取り組む市民レベルの海外協力団体。

### NPO（特定非営利活動法人）

特定非営利活動促進法により法人格を付与された団体。17の活動分野において、ボランティア活動をはじめとする営利を目的としない社会貢献活動を行う団体。

## か

### 外郭団体

官庁と人的・資金的及び業務内容において、強い関連性を有する法人。官庁組織の外部にあって、公益業務の一部を担うために設立された団体。

### 協働

市民と行政が対等の立場で責任を共有しながら、目的の達成のために力を合わせる

こと。

## 給食サービス

在宅のひとり暮らしの人や高齢者に食事の配送を行うサービス。

## 行政評価

行政の政策や施策、事務事業について、指標などを用いて有効性や効率性などを評価し、次の施策展開に反映させるもの。

## コーディネーター

仕事が円滑に流れるようにする調整係。

## 互酬

お互いに報酬を与え合うこと。

## コミュニティ

地域の様々な課題に対して共通の認識を持って、助け合いながらよりよい生活環境を目指して活動する、地域に生活する人々の集まり。

## コミュニティビジネス

地域の中の様々な課題・問題を解決するため、住民が自らのアイデアと地域にある資源を活用して取り組む地域密着型の事業活動。

## コミュニティFM

一部の地域で、地域に密着したきめ細かな情報を提供するラジオ放送。

## コンサルタント

専門分野の知識、経験、技術を基に診断や助言を与える専門家。相談役。

# さ

## 参画システム

市民が政策や事業などの計画に加わるための制度や仕組み。

## CATV

同軸ケーブルや光ファイバーなどを用いて、テレビ番組などを加入者に配信する方式。ケーブルテレビ、有線テレビともいう。

## シンポジウム

一つのテーマについて、何人かの講演者が意見を述べ、聴衆の質問に答える形式の討論会。

## ストック

蓄え、過去から蓄積された社会資本。

## 説明責任（アカウンタビリティ）

行政など、権力を行使する側が、行ったり行おうとしたりしている事柄について一般の市民に情報を開示し、納得できるように十分「説明」する義務があるという考え方。

## た

### 地域通貨（エコマネー）

特定の地域、特定の分野だけで流通する限定通貨。ボランティア活動の対価として商品やサービスの提供が受けられるものなど、様々な形がある。

### 地上波デジタル放送

デジタル方式の地上波によるテレビ放送。2011年にはアナログ放送を全廃する計画。高画質、多チャンネル、双方向サービスなどのメリットがある。

### データベース

コンピュータで、相互に関連するデータを整理・統合し、検索しやすくするもの。

### 電子メール

インターネット上の指定されたあて先にメッセージを送る機能。Eメールともいう。

## な

### ニーズ

必要、要求、需要

### ネットワーク

従来の階層的組織とは異なり、組織間あるいは組織内部において個人や組織同士が対等な立場で自立性を保ちながら緩やかな結びつきを有し、情報などを相互に交換することができる関係性。

## は

### パートナー

対等な立場で共同で仕事などをする仲間。

### パートナーシップ

提携。協力関係。共同経営。

### パイプ役

人や組織の間に立って両者の間の橋渡しをする役割。またその人。

### パソコン

パーソナルコンピューター（Personal Computer）の略。

### パブリックコメント

行政機関などの意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出されたコメント（意見・情報）を考慮して意思決定を行う制度。

### バリアフリー

障害がないこと。特に高齢者や障害者の日常生活に妨げとなる障害を取り除くこと。

## **バンク**

銀行、貯蔵するところ。

## **フォーラム**

①公開の広場。②公開の討論会。座談会。③パソコン通信ネットワークなどで、情報交換の場所。会議室。

## **フレックス化**

勤務時間帯を可変にすること。

## **プレゼンテーション**

提示。提示活動。公表。事業の説明やキャンペーンの展開などの計画案・企画案を提出し説明すること。

## **ホームページ**

インターネットの情報提供者が、情報の簡単な内容を紹介するために持つページ。文字だけでなく画像や音声も入れられる。

## **防災無線**

災害時に無線放送を通じ、避難勧告等の災害情報を提供する。平常時は、町内事業等の情報を提供する放送設備。

## **ボランティア**

社会を良くしていくため、自分の技能と時間を自主的に無報酬で提供する人。

## **ボランティアコーディネーター**

ボランティア希望者とその場所の設定調整やボランティア活動のための情報提供などの支援を行う専門家。

---

## **ま**

---

## **マニュアル**

解説書。手引き。便覧。

## **メールマガジン**

電子メールのしくみを利用した情報配信。発信者が定期的にメールで情報をながし、読みたい人が購読することができる。

## **モデル**

模範。標準。先駆的な試行。

## **モニター**

自治体などの依頼で、行政や施策を監視、評価すること。またその人。

ら

### ライフスタイル

生活洋式。特に、趣味・交際など含めたその人の個性を表すような生き方。

### リサイクル

資源の節約や環境汚染防止などのために不用品、廃棄物を再利用又は再資源化すること。

や

### 有線放送

電線を用いる放送。

わ

### ワークショップ

意見や技術の交換・紹介を行う研究会。

# 参画と協働のまちづくりガイドライン策定市民会議委員名簿

敬称略・50音順

	氏名	住所
委員長	近藤 俊	東本町
副委員長	前川真砂子	嶋
委員	内橋 和子	合山町
〃	内橋 敏行	八坂町
〃	内橋 尚子	合山町
〃	遠藤 文子	谷町
〃	遠藤 秀顕	谷町
〃	大西 義文	戎町
〃	大前 道広	中畑町
〃	久米 敏正	富吉南町
〃	古西 由子	北本町
〃	小林 茂夫	郷瀬町
〃	齋藤 博子	大木町
〃	坂倉 栄	上比延町
〃	清水 賢一	大垣内
〃	多賀 伸行	北本町
〃	佃 信人	郷瀬町
〃	富田 尚嗣	坂本
〃	長井 孝章	野村町
〃	南場 早苗	和田町
〃	西村 民子	谷町
〃	西山 博文	上戸田
〃	長谷川智春	野村町
〃	藤岡 幹生	蒲江
〃	藤原 秀樹	南本町
〃	別府 頼明	和田町
〃	前田 伸子	上野
〃	待場 豊美	山手町
〃	松岡 正美	嶋
〃	松本美千代	野村町
〃	三上 桂子	和田町
〃	村井 和幸	下戸田
〃	村井 寛子	鹿野町
〃	村上 義幸	和田町
〃	吉田光一郎	野村町



## 参画と協働のまちづくり市内委員会委員名簿

平成16年4月1日現在

	氏名	所属
委員長	丸山 勝久	建設経済部建築課課長
副委員長	岸本 悦子	会計課課長補佐
委員	藤本 信子	企画総務部企画課主査
〃	笹倉 康弘	〃 企画課(情報センター)主査
〃	長井 健	〃 総務課主査
〃	小西 龍雄	〃 財政課課長補佐
〃	長井由美子	福祉生活部福祉総務課主査
〃	西川 量久	〃 人権推進課主査
〃	高橋 之裕	〃 人権推進課(上野会館)主査
〃	片岡あけみ	〃 市民課主査
〃	吉田 廣志	〃 生活環境課主幹
〃	遠藤友美雄	〃 生活環境課主査
〃	飛田 和平	建設経済部都市整備課主査
〃	竹内 徹雄	〃 農林振興課課長補佐
〃	高橋 吉廣	上下水道部水道課主査
〃	甲斐 正敏	〃 下水道課課長補佐
〃	小西 明美	教育委員会教育総務課主査
〃	田中 秀夫	〃 生涯学習課(人権教育室)主査
〃	野添 昭子	〃 市民スポーツ課主査
〃	松井やす代	〃 公民館主査
〃	篠原 泰裕	〃 青少年センター主査
〃	原田 康弘	西脇病院医事課課長補佐
〃	田中 則夫	老人保健施設管理課課長補佐

## 参画と協働のまちづくりガイドライン策定 市民会議・庁内委員会経過概要

市民会議			庁内委員会		
回	日	内容	回	日	内容
			1	7/16	・オリエンテーション ・ガイドライン策定の説明
1	15年 8/18	・委員紹介 ・オリエンテーション ・講義（兵庫大学・根本敏行教授）	・市民会議と合同で		
2	9/22	・正・副委員長選出 ・「まちづくり」って……(助役)	3	9/26	・「まちづくり」って……(助役)
3	10/20	・今までのまちづくりを振り返ってⅠ ・アドバイザー/根本敏行教授	4	10/31	・まちづくりを進める上での行政の役割Ⅰ ・アドバイザー/根本敏行教授
4	11/17	・今までのまちづくりを振り返ってⅡ	5	11/27	・まちづくりを進める上での行政の役割Ⅱ
5	12/15	・前2回にわたる検討結果の課題や問題点について、その解決策やアイデアを検討	6	12/19	・ガイドラインの具体的な方策を検討Ⅰ
6	16年 1/26	・具体的なガイドラインの項目について検討Ⅰ	7	1/23	・ガイドラインの具体的な方策の検討Ⅱ
7	2/23	・具体的なガイドラインの項目について検討Ⅱ	8	2/12	・ガイドラインの具体的な方策の検討Ⅲ
8	3/30	・具体的なガイドラインの項目について検討Ⅲ	9	3/26	・ガイドラインの具体的な方策の検討Ⅳ
9	4/27	・意識改革と参加の促進について検討Ⅰ			
10	5/25	・意識改革と参加の促進について検討Ⅱ			
11	6/15	・情報の共有について検討Ⅰ			
12	7/5	・活動の支援について検討Ⅰ			
13	7/26	・市政への参画協働と体制づくりについて検討Ⅰ			
14	9/15	・ガイドライン全体について検討Ⅰ			
15	11/4	・ガイドライン全体について検討Ⅱ			
	12/14	・西脇高校生との意見交換会			
16	17年 2/1	・ガイドラインの最終検討			

# 参画と協働のまちづくりガイドライン策定市民会議開催要綱

## 第1 開催

参画と協働のまちづくりの推進に当たり、市民から広く意見、提案等を求め、まちづくりガイドラインに反映するため、参画と協働のまちづくりガイドライン策定市民会議（以下「市民会議」という。）を開催する。

## 第2 所掌事項

市民会議は、今後のまちづくりについて積極的に意見、提案等を行う。

## 第3 組織

市民会議の委員は、30名程度とする。

2 市民会議に分科会を設けることができる。

## 第4 会長及び副会長

市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 第5 会議

市民会議は、会長が招集する。

2 市民会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

## 第6 関係者の出席

市民会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## 第7 庶務

市民会議の庶務は、理事付において処理する。

## 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、市民会議の目的が終了した時点をもってその効力を失う。

## 参画と協働のまちづくり庁内委員会設置規程

(設置)

第1条 参画と協働のまちづくりの推進に当たり、職員のまちづくりに対する意識啓発、意識改革を行うとともに、日常の業務の点検や市民との関わりを考える中で、行政の果たす役割を検討するため、参画と協働のまちづくり庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 参画と協働のまちづくり推進に係る行政課題等調査研究に関すること。
- (2) 参画と協働のまちづくり推進事業の庁内相互調整に関すること。
- (3) その他参画と協働のまちづくり推進に係る重要事項に関すること。

(委員)

第3条 庁内委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表に定める選出区分に応じ、主幹及び主査級の職員のうちから部長等が推薦する者を市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日からその年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 庁内委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、庁内委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 庁内委員会は、委員長が招集し、議長は委員長がこれに当たる。

2 庁内委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めるときは、庁内委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 庁内委員会に部会を設ける。

2 部会の組織等については別に定める。

(報告)

第8条 庁内委員会において指針及び具体的施策が策定されたときは、市長に速やかに報告するものとする。

(提案の活用)

第9条 市長は、庁内委員会から前条の報告を受けたもののうち、必要と認めるものについては、西脇市参画と協働のまちづくり推進会議に提案するものとする。

(庶務)

第10条 庁内委員会の庶務は、理事付において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。  
(生涯学習まちづくり推進委員設置規程の廃止)
- 2 生涯学習まちづくり推進委員設置規程（平成9年西脇市訓令第2号）は、廃止する。  
(この訓令の失効)
- 3 この訓令は、庁内委員会の設置目的が終了した時点をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

選出区分	人数
企画総務部	4
福祉生活部	4
建設経済部	5
上下水道部	2
会計課 議会事務局 監査公平委員会 選挙管理委員会	1
教育委員会	5
西脇病院・老人保健施設	2
計	23

# 参画と協働の まちづくり ガイドライン

市民と行政が一緒になって  
よりよい西脇市をつくるための基本方策

VOL.1

みんなで取り組む

みんなが知っている

みんなを活かしあう

みんながかかわる

みんなで助けあう



〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町605  
TEL.0795-22-3111 FAX.0795-22-1014  
メールアドレス machi@city.nishiwaki.hyogo.jp  
ホームページ <http://www.city.nishiwaki.hyogo.jp/>